

差押禁止財産に関する考察

谷 川 秀 昭

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 育 官 〕

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

国税徴収法（昭和 34 年法律 147 号、以下「徴収法」という。）は、滞納者の最低限の生活保障、生業維持等の観点から、差押禁止財産を定めている（徴収法 75～78）。一方、民事執行法（昭和 54 年法律 4 号、以下「執行法」という。）においても、徴収法と同様の観点から差押禁止財産の規定を設けている（執行法 131、132、152、153）。

この差押禁止の制度は、債権者の権利実現のための要請と、債務者の最低生活の保障の要請の調和点として、法律で定めなければならない事項であると解されている。

しかし、徴収法と執行法が同様な趣旨によりこの制度を有しながら、それぞれが定める具体的な差押禁止財産の範囲については、旧徴収法・旧民事訴訟法の時代から差異が見られた。このことは新法の制定によっても解消されてはならず、平成 15 年の執行法の一部改正等により、更にその差異が拡大しているともいえる状況になっている。

これらの差異については、単純比較した場合、徴収法は対応が遅れているのではないか、あるいは滞納者に対する保護姿勢が弱いのではないか等の批判が懸念されるところである。

また、見方を変えれば、徴収法が制定されてから既に 50 年近く経過していることから、この徴収法の差押禁止財産が、現在の社会経済情勢に適合しているのか検証すべき時期にきているともいえる。

そこで本稿では、徴収法と執行法が定める差押禁止財産の範囲及びその具体的内容に差異が存在していることの意味について、両者の沿革、特性、目的、法の趣旨等を踏まえて検討を行った上で、徴収法の差押禁止財産制度の評価を行い、その内容等を見直すことの是非を含めて考察することを目的とする。

2 研究の概要

(1) 諸外国の差押禁止財産制度

①アメリカ、②ドイツ、③フランス、④スウェーデン、⑤韓国の税の徴収という局面における差押禁止財産制度を俯瞰した結果、各国の制度とも、滞納者・債務者の最低生活の保障等を確保する必要性から、共通性・類似性を見出すことができる。

しかしながら、制度の仕組みとしては、税法独自の規定を設ける国もあれば、民事執行関係の法令等を適用している国もある。更に差押禁止財産に関する具体的な項目に目を向ければ、各国に様々な相違点が見受けられ、特色があることが分かる。これは前提となる法制度や社会的な土壌が異なっていることから、当然ともいえる結果であろう。

結局、差押禁止財産制度としての全世界的な絶対的基準はないのであり、我が国の徴収法にとっては、諸外国の具体的制度の中から、我が国の社会制度等に適合した、有益な部分の吸収に努めることが重要と考える。

(2) 社会経済情勢の変化と差押禁止財産（所有財産の変化）

人々の生活スタイルの変貌については、旧統計法（昭和 22 年法律 18 号）の指定統計調査である全国消費実態調査報告から主要耐久消費財の所有状況の変化により考察した。平成 16 年実施（第 10 回目調査）の総務省統計局「主要耐久消費財に関する結果速報（要約）」では、次のとおり公表されている。

- ① 所有数量が多いのは、ルームエアコン、カラーテレビ
- ② 携帯電話、パソコンなどの情報・通信関連耐久消費財の所有数量が大幅に増加
- ③ 情報・通信関連耐久消費財の所有数量はすべての年齢階級で増加

また、徴収法が制定された昭和 34 年の第 1 回目調査と平成 16 年の第 10 回目調査の結果を比較してみると、対象品目自体が少なからず変更されていることもあるが、品目の名称や用途が同じものでも、技術の進歩等によって物品が進化しており、もはや同じ品目とはいえないものも多く、その

生活スタイルがドラスティックに変貌を遂げていることが分かる。

この第1回目調査において所有が多い品目としては、衣服類、ふとん、時計類、本棚(本箱)、ラジオ、大人用自転車等であったが、現在では調査品目の対象とはされていない。このことは、現在の社会経済情勢を考えれば、これらの所有が常識的であるか、あるいは耐久消費財として把握する必要性が薄れていることによるものと思われる。

次に、平成11年から平成16年までの変化について、5年間の増減率は大きくないものの連続して普及率が高い洗濯機、冷蔵庫等の耐久消費財は、生活に対する必要不可欠性が高い物品と考えられる。また、増加率が高いパソコン、携帯電話については、急速に生活スタイルに浸透していることが確認できる。特に現代の情報化社会にとって携帯電話等の通信機類は利用者にとって必要不可欠な存在になっているのではなかろうか。

(3) 徴収法と執行法の比較とその差異の原因

イ「生活保護法に規定する生活扶助」と「標準的な世帯の必要生計費」

徴収法は、給料等の差押えに関して、「生活保護法に規定する生活扶助」を勘案して政令で定める金額を差押禁止部分としている。一方、執行法は、動産として差押えが禁止される金銭と給料等の差押禁止部分において「標準的な世帯の必要生計費」を勘案すると規定している。

徴収法が根拠とする「生活保護の基準」は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なもので、かつ、これを超えないものとされる(生活保護法8条)。この基準は、最低生活の保障等を趣旨とする差押禁止財産制度とも合致しており、この点では、徴収法として制度上の問題はないと考える。

一方、執行法の差押禁止債権の場合に勘案する「標準的な世帯の必要生計費」は、比較的高い給料等を得ている者の差押えが禁止となる部分の上限であって、差押えとならない給料等を保障しているわけではない。

また、執行法の差押禁止動産(金銭)については、そもそもこの規定の

趣旨が、債務者の最低生活の保障であるにもかかわらず、「標準的な世帯の必要生計費」まで（勘案して）保障している。

このように、徴収法と執行法が採用する根拠においては、根本的な考慮事項が相違しており、このことが両者の差異の原因の一つと考えられる。また、執行法では、前述のとおり差押禁止債権と動産（金銭）において、異なる局面に同じ根拠を利用している。

ロ 法全体における滞納者・債務者の保護規定

(イ) 徴収法等における保護規定

徴収法では、滞納者について一定の事実があると認められるときには、滞納処分の執行を停止することができる「滞納処分の停止」制度を設けている（徴収法 153）。

この制度の趣旨は、滞納処分の執行により滞納者の生活が著しく窮迫するおそれがあるときには、滞納処分の執行を停止することによりこれを回避するべきである等とされる。この「生活を著しく窮迫するおそれがあるとき」とは、滞納者の財産につき滞納処分を執行することにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度（徴収法 76 条 1 項 4 号に規定する金額で営まれる生活の程度）になるおそれのある場合をいう。

このほか、滞納者に一定の事由がある場合に、その事業の継続、生活の維持等を考慮して差押財産の換価（納税）を猶予する制度がある。徴収法には「換価の猶予（徴収法 151）」の規定が設けられている。また、徴収法上の規定ではないが、滞納者（納税者）の保護規定として重要な機能を果たしているものに、国税通則法 46 条の「納税の猶予」がある。このように猶予制度は、滞納処分の停止と並んで納税の緩和制度の中心となる制度である。

(ロ) 執行法における保護規定

執行法には、差押禁止動産の範囲の変更（執行法 132）と差押禁止債権の範囲の変更（執行法 153）という規定が存在する。執行法の差

押禁止財産の制度全体を検討するに当たり重要な規定である。これによって、執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押えの全部若しくは一部を取り消し、又は動産及び債権の差押禁止部分についても差し押さえることができる。

ハ 徴収法と執行法の差異の意味

以上のように徴収法と執行法には、それぞれ具体的な執行に対して調整を図っているいくつかの規定が存在している。その中心となるのは、徴収法では「滞納処分 of 停止」等の納税の緩和制度に関する規定であり、執行法では「差押禁止動産（債権）の範囲の変更」等の規定である。これらの調整機能の在り方にも、両者の特徴が見られるが、両者のそもそもの根本的な相違点は、①滞納処分に対しては手続的な面で自力執行権が付与されているということ。②国（徴収職員）と私債権者という債権者としての立場に違いがあるということと考える。

債権者でありながら徴収職員には財産調査のために質問検査権（徴収法 141）が与えられ、滞納処分のため必要があるときには搜索の権限（徴収法 142）が認められている。搜索の権限に関しては、執行官においても、債務者が占有する動産の差押えを行う際に、債務者の住居等の場所に立ち入り、債務者の占有する金庫等について目的物を搜索することができる（執行法 123②）。しかしながら、その前提として、私債権者は申立書に差し押えるべき動産の所在場所を記載する必要がある、執行官はその範囲でのみしか執行することができない。これに対して、徴収職員による搜索は、滞納者等の物又は住居その他の場所につき行うことができるが、その物や場所は、徴収職員自身が有する質問検査権等に基づき把握することができる。

つまり、徴収職員と執行官との権限の差もあるが、広範囲の調査権を持つ債権者たる国（徴収職員）と調査権を持たない私債権者とは、債権者としての立場が著しく相違しているのである。さらに、執行法、強

制執行においては、債権者と債務者が対等であるということも大きな相違点である。

以上のような制度としての根本的な相違点に加えて、滞納者に対する保護姿勢という観点から考察するに、徴収法は、法全体でより細かく対応していると解する。具体的には、滞納処分の停止、猶予等の納税の緩和制度、差押えの制限に関する規定など、財産全体を通じて考慮することとしており、法全体としてそれぞれの規定が緊密に関係しあってバランスのあるシステムを構築している。また、実務的にも、徴収法基本通達などにおいて過去の裁判例等を取り入れた柔軟な対応を行っていることも見逃すことはできない。

これらのことを総合的に勘案すれば、徴収法と執行法の差異の存在自体は、徴収法の差押禁止財産制度上の問題ではないと考える。

3 結論（徴収法の差押禁止財産制度の検証とその在り方）

（1）徴収法における滞納者の保護姿勢の評価

これまでの検討の結果、徴収法における滞納者の保護姿勢については、一定の評価が与えられると思慮する。したがって、基本的には徴収法上の規定について、抜本的な改正の必要性は認められないと考える。

（2）差押禁止財産の明確化と執行上の指針

徴収法では、差押禁止財産を規定しているが、実際の適用に当たっては、裁判例が示しているとおり、滞納者の個々の事情が深く関わっている。加えて、社会経済情勢の変化も考慮する必要がある。これらのことから、具体的な禁止財産を細かく列挙していくことは、果たして万人に対応できるかどうか疑問であり、建設的ではないと考える。

したがって、滞納処分としての差押えの執行に当たって、結論的には、対象となる滞納者及び財産に関して、その最低限の生活保障等のために、①生活水準、②使用目的・用途、③使用頻度、④普及率、⑤重要性（欠くことのできないものか）、⑥代替性等を考慮し、全体として「現在の一般人

の生活水準をも考慮した上で、具体的事情に応じて滞納者の生活状況を加味して判断すべき」であると考えてる。

(3) 差押禁止財産制度の在り方

イ これからの差押禁止財産制度の在り方

考察の結果、制度全体としての抜本的な改正は要しないものの、徴収法の改正等が望ましいと考える項目は次のとおりである。

なお、給料等の生活扶助を勘案した差押禁止部分について、徴収法施行令による変更（金額の改定）という柔軟な対応が期待できる現在のシステムについては大きな問題はないと考える。ただし、このシステムによる対応は、毎年のように修正しているフランス、インフレーション調整を行うアメリカと同様にタイムリーに行う必要があると考える。

① 「生活に必要な食料及び燃料」の縮減

「生活に必要な三ヶ月間の食料及び燃料」については、「一ヶ月間」が望ましいと考える。これと同趣旨の執行法の規定は、改正を経て、現在は「一ヶ月間」とされている。また、現在の諸外国の例を見ても、これほどの月分を考慮している国はほとんど見受けられない。

また、現在の我が国においては、日々の食料等の調達のために、時間的・地理的障壁がなく食料等の長期保存の必要性も少ないことから、「一ヶ月間」分の保存も行っていない世帯も多いのではないかと考える。そこで、「生活に必要な一ヶ月間の食料及び燃料」を原則とするが、これらを調達するために必要な「相当の金銭」についても認めるべきではないかと考える。あるいは、以下順次述べていく規定の整備と併せて検討し、更に滞納者の保護規定の充実を図ることが必要である。

② 「生活に欠くことのできない通信機器類」の追加

情報化社会においては、通信機器の重要性は誰もが肯定するところであり、生業の維持はもちろん、身体的危機での緊急連絡等生活に不可欠なケースも少なくない。また、携帯電話の所有数量及び普及率も急激に増加しており、固定電話を含めるとほとんどの世帯に深く浸透

しているものと思われる。

通信機器類は、徴収法 75 条 1 項 1 号の差押禁止財産である「生活に欠くことができない『家具』」に含むと解することも可能と考えるが、これまでの「家具」の概念の範疇に含まれるのか疑問であり、一過性の財産でもないことから規定上、明記することが望ましいと考える。

③ 禁止財産の金額基準の設定

アメリカの制度に見られるような金額基準について、検討の価値があると考ええる。例えば、所持品を包括的にいくらまでなら差押禁止財産とする。あるいは、一つの財産についていくらまでのものなら差押対象としない等の基準を設けるということである。

金銭的価値があれば、原則的に、その価値が小額な財産であっても差押え、換価が必要となるが、小額な財産を差押えの対象から除くことは、滞納者が滞納処分により受ける負担を考慮できるとともに、その反射的効果として、滞納処分の事務効率化にも寄与できるのではないかと思慮する。

ただし、金額基準の導入の可否については、更に多くの議論が不可欠である。財産の評価の問題、他の滞納者との公平の問題が考えられ、また、無益な差押えの禁止（徴収法 48②）という保護規定との関係もあり、特に慎重な検討が必要と思われる。

ロ 差押解除規定の整備（差押禁止財産の事実上の拡大）

差押解除の規定の整備により実質的に滞納者の保護を図ることもできると考える。

① 差押禁止債権が振り込まれた預金債権に対する差押えの裁量による差押解除

給料等が振り込まれた預金債権に対して差押えを執行した場合、滞納者の生活状況等の勘案により、そのまま全額を取り立てることが不適当と認められれば、明確な規定はないものの、差押禁止制度の趣旨などから、給料等であれば差押禁止となっていた額を限度として差押

えの解除が認められると解することもできる。

しかしながら、租税法における合法性の原則からも差押解除に係る要件の明瞭化を図る必要があることから、立法的措置が望ましい。

これは、差押禁止債権が振り込まれた預金そのものの差押禁止化について、立法的解決が困難である以上、差押解除において対応するという現実的な解決方法と考える。

② 給料等以外の債権に対する差押えの裁量による差押解除

債権に対する差押禁止の規定は、給料等の支給を受ける場合に適用されるが、給料等の受給者でない個人事業者等の滞納者が得る給料等以外の債権に関しては、差押禁止財産とはされていない。このような者についても、徴収法上、最低限の生活保障、生業維持等の観点から債権に関して何らかの保護が必要と考える。

そこで、滞納処分の停止、換価の猶予等には該当しないが、滞納者の最低限の生活保障、生業維持等を考慮すれば、そのまま差押えを維持することが不適当と認められるケースについては、滞納者からの理由を付した請求により、一定範囲につき、その差押えを解除することができるものとする。

目 次

はじめに	75
第1章 差押禁止財産制度	79
第1節 現行制度	79
第2節 旧法	83
第3節 新しい徴収法の誕生と旧民事訴訟法（強制執行法）	91
第2章 差押禁止財産を巡る諸問題	94
第1節 差押禁止財産の範囲を巡る問題と裁判例	94
第2節 差押禁止債権が振り込まれた預金債権の差押えの適否	102
第3節 差押解除と差押禁止財産	108
第4節 その他の問題	110
第3章 諸外国の差押禁止財産制度	113
第1節 アメリカ	113
第2節 ドイツ	115
第3節 フランス	119
第4節 スウェーデン	122
第5節 韓国	124
第6節 小括	125
第4章 社会経済情勢の変化と差押禁止財産	128
第1節 社会経済情勢の変化	128
第2節 所有財産の変化	129
第3節 小括	134
第5章 徴収法と執行法の比較とその差異の原因	136
第1節 「生活保護法に規定する生活扶助」と 「標準的な世帯の必要生計費」	136
第2節 租税債権の特殊性	143

第3節 法全体における滞納者・債務者の保護規定	147
第4節 小括（徴収法と執行法の差異の意味）	152
第6章 徴収法の差押禁止財産制度の検証とその在り方	154
第1節 徴収法における滞納者の保護姿勢の評価	154
第2節 差押禁止財産の明確化と執行上の指針	155
第3節 差押禁止財産制度の在り方	155
結びに代えて	162

（別表）

- 別表1 現行法 差押禁止財産（動産等）の比較表
- 別表2 現行法 差押禁止財産（給料等）の比較表
- 別表3 旧法 差押禁止財産（動産等）の比較表
- 別表4 旧法 差押禁止財産（給料等）の比較表

はじめに

1 研究の目的

滞納者に帰属する財産がすべて差押えの対象となるわけではない。滞納処分の差押えを行う場合、その対象財産として適合するためには、いくつかの要件をクリアする必要がある。つまり差押え執行時に、①滞納者に帰属しているもの、②その所在が国税徴収法(昭和34年法律147号、以下「徴収法」という。)施行地内にあるもの、③金銭的価値を有するもの、④譲渡又は取立てができるもの、そして最後に⑤差押えが禁止される財産ではないもの、という要件を備えた財産でなければならない。適正な差押えの執行には、この要件の遵守が求められる。そして、適切な執行のためには、その基準の明確化が必要となる。

このように、差押えの対象となる財産は、法律により差押えが禁止されている財産以外の財産でなくてはならない。この点について、徴収法は、滞納者の最低限の生活保障、生業維持等の観点から、差押禁止財産を定めている(徴収法75～78)。一方、債務者等の財産に対する強制換価手続を定める民事執行法(昭和54年法律4号、以下「執行法」という。)においても、徴収法と同様の観点から差押禁止財産の規定を設けている(執行法131、132、152、153)。

この差押禁止の制度は、「一方で債権者の権利実現のための要請と、他面において債務者の最低生活の保護の要請の調和点として、法律で定めなければならない事項(法律事項)である。」と解されている⁽¹⁾。滞納処分と民事執行が共に直面する課題は同じである。つまり執行権力の強化と債務者の保護である。

しかし、徴収法と執行法が同様な趣旨により差押禁止財産制度を有しながら、それぞれが定める具体的な差押禁止財産の範囲については、両者の前身である旧徴収法・旧民事訴訟法の時代から相違点が見られた。このことは新

(1) 三ヶ月章『民事執行法』353頁(弘文堂、1981)。

法が制定されたことによっても解消されてはいない。動産については、執行法が先にできた徴収法を参考としたため類似規定が多いものの、規定に相違がある例として次のようなものが存在する。

① 執行法では一定額の金銭について、動産として差押えが禁止されている（執行法 131）⁽²⁾。徴収法には、差押えが禁止された給与等が支給された後の金銭（現金）について差押えを禁止するとの規定はあるが、無条件に動産として金銭の差押えを禁止する規定はない。

② 給与（債権）の差押禁止額の算定方法が異なる（徴収法 76、執行法 152）。徴収法は基本的に定額制を採っているのに対し、執行法は定率制でその 3/4 を禁止額としている⁽³⁾。

③ 徴収法にはない「差押禁止動産（債権）の範囲の変更」規定が執行法には存在する（執行法 132、153）。差押禁止額は法定されているが、債務者・債権者の申し立てにより、裁判所が変更することができるとする規定である。

このような相違は、平成 15 年の「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」（法律 134 号）による執行法の一部改正⁽⁴⁾、そして、その翌年の執行法施行令の改正⁽⁵⁾による差押禁止財産に関する規定

(2) 旧民事訴訟法下における強制執行においては、給料等の支払いを受けた金銭に対して差押えを禁止する規定、つまり現行の徴収法と同様な規定があったが、執行法の制定時にこれを改めている。

(3) 差押えが許される 1/4 について、これは額面額と手取額のいずれを基準にするのが問題であり、これには次の三つの考え方があるとされる。①額面額を基準として、その 1/4 は差押え可能で、税金等の諸控除は残りの 3/4 からすべきとする説、②額面額の 3/4 は差押禁止部分だから、差押え可能な 1/4 から諸控除すべきとする説、③手取額を基準として、1/4 を差し押さえるべきとする説、判例は①説と③説をとるものが多いといわれている（中野貞一郎編『民事執行・保全法概説〔第 2 版増補 2 版〕』109 頁（有斐閣、2005））。

なお、実務上は手取額を基準として算定するのが確定した取扱いとされている（東京地方裁判所民事執行センター実務研究会編著「民事執行の実務－債権執行編（上）〔第 2 版〕」165 頁（金融財政事情研究会、2007））。

(4) 同法 131 条 3 号において差押えが禁止される金銭について、これまでの「標準的な世帯の一月間の必要生計を勘案」とされていたが、「二月間」に改められた。

(5) 同施行令の 1 条に規定されている差押えが禁止される金銭の具体的な「政令で定め

の見直しにより、更にその差異が拡大しているともいえる状況になっている。執行法自身については、これらの改正によって債務者の生活維持等に対する保護規定が充実したのは疑いのない事実であろう。

これらの差異については、執行法が改正⁽⁶⁾されたことも踏まえて部分的に単純比較した場合、執行法が債務者の生活維持等を重視しているのに対し、徴収法は対応が遅れているのではないか、あるいは滞納者に対する保護姿勢が弱いのではないかな等の批判が懸念されるところである⁽⁷⁾。

また、現在の徴収法が制定されてから既に 50 年近く経過しているが、同法の差押禁止財産に関する部分の規定は、給料等の差押禁止の基礎となる金額⁽⁸⁾の改訂が数回あった以外には、改正が行われていない。このことから、執行法との比較という観点からだけでなく、現行の徴収法の差押禁止財産が、現在の社会経済情勢に適合しているのか検証すべき時期にきているともいえる。

そこで本稿では、徴収法と執行法が定める差押禁止財産の範囲及びその具体的内容に差異が存在していることの意味について、両者の沿革、特性、目的、法の趣旨等からの検討により解明を図った上で、現行の徴収法の差押禁止財産制度の評価を行う（言い換えると、差異があることが徴収法として問題なのかということを、徴収法全体から検討して評価を行いたいと考えている。）。そして、その執行の在り方を考察しながら、規定上の差押禁止財産が、現在の社会経済情勢に適合しているのか否かの見直しを行うことを目的とす

る額」について、21 万円から 66 万円に改められた。

- (6) 執行法の近年の大きな改正としては、「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」（平成 15 年法律 134 号、平 16.4.1 施行）のほか「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律 152 号、平 17.4.1 施行）がある。
- (7) 平成 16 年に全面改正された破産法（平成 16 年法律 75 号）に関してであるが、差押禁止財産と同趣旨の自由財産（金銭）について、国会においても再々取り上げられ「破産者の経済的な再起を支援するという観点」から大幅に引き上げるべきとの意見が出ている。
- (8) 徴収法施行令 34 条《給料等の差押禁止の基礎となる金額》。

る。

現状では、差押禁止財産に関する具体的な問題が続発しているわけではない。しかしながら、大量・反復的に行われている滞納処分による差押えに際し、常に留意しておかなくてはならない事項であることから、徴収職員が直面している問題の一つであると思慮する。また、これまであまり論じられていないこの制度を深く考察することにより、滞納処分実務に対して理論的な支援を行うことには、一定の意義があることと考える。更に滞納者及び第三者の権利に重大な影響を与える滞納処分手続の公正性・透明性を高めるという意味においても重要なものではなかろうか。

なお、差押禁止財産に関する法令上の規定は、徴収法だけでなく、特別法にも存在するが、本稿は、前者の徴収法に規定されている差押禁止財産について、執行法の規定との比較を通じて検討を加えるものである。

2 本稿の構成

本稿の構成としては、第1章において差押禁止財産制度について概観する。次に第2章では、差押禁止財産制度を巡る諸問題について、いくつか具体的な事例を抽出し、裁判例、学説等を通じて整理・分析を行う。続いて第3章では、我が国の制度上の参考とすべく、諸外国における差押禁止財産制度について俯瞰する。第4章では、社会情勢の変化という観点から具体的な所有財産の変化にスポットを当て、あるべき差押禁止財産についての検討を行う。第5章においては、これまでの検討を踏まえ、いくつかの観点から徴収法と執行法の比較を行い、その差異の原因の解明を試みる。最後に第6章において、徴収法の差押禁止財産制度の検証を行い、これからの制度について若干の提言を行う。

第 1 章 差押禁止財産制度

第 1 節 現行制度

1 国税徴収法における差押禁止財産

差押禁止財産の制度は、滞納者の最低生活の保障、生業の維持、精神的生活の安寧の保障、社会保障制度の維持等の理由から設けられている。差押禁止財産は、絶対的差押禁止財産（徴収法 75）と広義の条件付差押禁止財産（徴収法 76～78）とに区分されている⁽⁹⁾。広義の条件付差押禁止財産とは、承諾を条件に禁止条項不適用とするものと、代替財産の提供を条件に差押えをしないとするものがある。

徴収法における差押禁止財産の規定は、75 条から 78 条に定められており、一般の差押禁止財産については 75 条に、給料等の差押禁止については 76 条に規定されている。更に 77 条には、社会保険制度に基づく給付の差押禁止が、78 条には狭義の条件付差押禁止財産に関する規定がある。また、徴収法以外の法令においても差押禁止財産に関する規定が存在するが、本稿において検討するのは主に 75 条及び 76 条に関する差押禁止財産についてである。

なお、「このほか社会保障関係法律、財団抵当関係法律等の特別法の規定により差押えが禁止される財産も少なくない。答申⁽¹⁰⁾では、この点について、『滞納者及び徴収機関双方の便宜を図るため、立法に当っては、これを統一的に規定する方向（例えば国税徴収法の別表として一覧表を設ける等）において、措置すべきである。』（答申第四の六 5 差押禁止物件についての一般的規定）とされたが、時間的な制約等もあって立法化されなかった⁽¹¹⁾」。

(9) 吉国二郎ほか共編『国税徴収法精解(16 版)』571 頁（大蔵財務協会、2005）参照。

(10) 租税徴収制度調査会答申（昭和 33 年 12 月 8 日付）。

(11) 吉国ほか・前掲注(9) 571 頁。

2 民事執行法における差押禁止財産

執行法(旧民事訴訟法、競売法を受けて制定)では、その1条において、強制執行、担保権の実行としての競売、換価のための競売(形式的競売)及び債務者の財産開示を民事執行と呼んでいる。強制執行とは、義務の任意の履行がない場合に公権力による強制を加えて履行があったのと同じ事実的・法的状態を形成する手続であるが、執行法では、特定の義務者(債務者)に対する私法上の個別的な請求権の満足を目的としてなされる強制執行をいうとされる⁽¹²⁾。本稿において対象とする民事執行とは、「強制執行」であり、そのうちの「金銭の支払を目的とする債権についての強制執行」に検討を加えることとしている。

このような債務者の財産に対する強制換価手続を定める執行法においても徴収法と同様に差押禁止財産の規定を設けている(執行法131、132、152、153)。

執行法では金銭債権の強制執行の場合、その執行の対象となりうる財産は、原則として債務者の総財産であるが、その例外として差押禁止財産の規定が存在する。

具体的には、動産及び債権について、差押えが禁止されるものを列挙している。これらは、債務者やその家族の生活保障、生業の維持、特殊な公益的業務に従事する債務者の職務の保障、教育・宗教・精神的創作の保護及び防災用具の保全などの観点から、差押えを禁じたものである⁽¹³⁾。

差押禁止動産を定めている131条の趣旨については、旧法が「非常に古い規定であるため、現代の社会生活の状況に適合しないうえ、その内容も不合理な面が目立つ」ことから「国税徴収法の差押禁止物(同法第75条)を参考にしながら、その内容をより合理化し、かつ、これを明確にすることとし」たものとされている⁽¹⁴⁾。

また、差押禁止債権を定めている152条の趣旨については、「旧法(民事訴

(12) 中野・前掲注(3) 1頁。

(13) 中野・前掲注(3) 94頁参照。

(14) 浦野雄幸『逐条概説民事執行法【全訂版】』441頁(商事法務研究会、1981)。

訟法旧第 618 条)においても、差押禁止債権は列挙されていたが、旧い規定であるため、その内容が現代の生活に適合しないものが多く、かつ、給料等はすべて一律に四分の三(裁判所の許可により二分の一)を差押禁止とし、低額の所得者も高額の所得者も同率とされていたため、かねてから批判があった」とし、「そこで、新法は、差押禁止債権の範囲を合理化・近代化するため、その対象の債権を明確にし、かつ、給料等と退職手当金の債権については、その支払期に受けるべき給付の四分の三を差押禁止としながらも、前者の給料等の債権については、さらにその上限にわくを設け」たものとされている⁽¹⁵⁾。

なお、平成 15 年改正において、債権者による区別＝債権者側の事情重視(民法の規定による扶養義務等(夫婦、子、婚姻)の定期金債権)が考慮されることとなった。

3 徴収法と執行法の規定の比較

以下の別表は、差押禁止財産について徴収法及び執行法の具体的条項について比較したものである。

- ・ 別表 1 「現行法 差押禁止財産(動産等)の比較表」
- ・ 別表 2 「現行法 差押禁止財産(給料等)の比較表」

別表 1 は、徴収法 75 条と執行法 131 条に定める差押禁止財産(動産)を比較したものである。ほとんどの規定は類似しているが、「生活に必要な食料及び燃料」及び執行法にのみ規定のある「金銭」の部分に大きな特色がある。

また、別表 2 は、徴収法 76 条と執行法 152 条に定める給料等の差押禁止について比較したものである。大きな相違点としては、執行法の適用対象に「債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権」を含んでいる点、そして、差押禁止部分の計算方法が異なっていることが挙げられる。

(15) 浦野・前掲注(14) 502 頁。

なお、滞納処分の手続と民事執行の手続としての性格については、「我が国では、伝統的に租税債権に基づく滞納処分手続は私債権に基づく強制執行手続とは別個の法律に規律される別個の手続として構成されてきたが、請求権の内容の差異はあっても、両者いずれも権利の強制実現方法であり、滞納者ないし債務者の財産処分権能を制限するものである点では異なるところがない。」と解されている⁽¹⁶⁾。

4 破産法の自由財産

平成 16 年に制定された新しい破産法においては、自由財産の範囲が拡張されている。

自由財産とは、破産者の財産で破産財団に属さないものである。この財産は破産者が自由に管理・処分することができる。差押禁止財産と同趣旨であると解されている。

自由財産には、①破産財団に属しないとされる財産、②破産宣告後に取得した財産、③財団から放棄された財産等がある。

この中で①について、自由財産の範囲は、旧破産法（大正 11 年法律 71 号）においては執行法の差押禁止の範囲と同じであったが、執行法が定める差押禁止財産より広く、債務者の再生の機会を確保するという立法目的から、「標準的な世帯の必要生活費」の三ヶ月と規定された（破産法 34③一）。

破産法の改正時に、この自由財産の拡大に当っては、国会においても再々取り上げられ「破産者の経済的な再起を支援するという観点」から大幅に引き上げるべきとの意見が出された。この「再起の支援」という点が、差押禁止財産と自由財産の議論の差となっていると考える。

なお、破産手続は、包括的執行であるのに対し、徴収法による滞納処分及び執行法による強制執行は個別的執行としての性格を持っている。

(16) 鈴木忠一・三ヶ月章編『注解民事執行法(4)』〔五十部豊久〕504 頁（第一法規出版、1985）。

第2節 旧法

1 旧国税徴収法の制定とその沿革

現行の徴収法の前身である旧国税徴収法（以下「旧徴収法」という。）は、明治30年3月26日（法律21号）に制定された。制定以前においては、納税手続は「国税徴収法」、滞納処分手続は「国税滞納処分法」でもってそれぞれ別個に規定されており、旧徴収法はこれらを併せて制定されたものである。

この旧徴収法について、「強制執行制度との対応に殆ど顧慮を払うことなしにきわめて便宜的な形で諸外国の法制を参考としてとり入れる所から出発した。」とされている⁽¹⁷⁾。

旧徴収法制定前の納税手続については、明治元年に太政官布告「租税並納税手続」をもって定められたのが最初とされ、その後、数度改められ、明治22年3月法律9号により旧徴収法の前身の一部となる「国税徴収法」が制定された。

一方、滞納処分手続については、明治5年の太政官布告「延納租税金加息及身代限法」の制定が最初とされる。しばらくは民事の手続によっていたが、明治10年11月第79号布告「租税未納者処分規則」が定められたことにより、初めて行政処分として租税の滞納処分が行われることとなった。しかし、同規則による差押財産は、賦課の基本となった財産に限るとされていた。また、明治20年に制定された所得税法では、同規則の適用ができず、所得税に限り司法裁判所に移され民事手続により強制徴収を行うこととなった。その後、明治22年、「国税徴収法」制定に次いで、同年12月法律32号により「国税滞納処分法」が制定され、ここに我が国の滞納処分制度のすべてを見るに至

(17) 三ヶ月章「強制執行と滞納処分の統一的理解—新国税徴収法の評価と強制執行法の再検討—」『民事訴訟法研究第二巻』91頁（有斐閣、1962）、また、諸外国について、「改正国税徴収法の立案に当って配付された資料から想像してプロイセン・ベルギー・フランスのそれぞれの法制の中から徴税に便宜と思われる法技術を適当に抽出してこれを組み合わせるところから出発したと考えて大きな誤りはあるまいと考える。」とされている。

った⁽¹⁸⁾。

なお、現行の徴収法は、昭和 34 年 4 月 20 日に公布され、翌年 1 月 1 日から適用されている。

2 旧徴収法における差押禁止財産に関する規定

旧徴収法においては、16 条⁽¹⁹⁾に《差押禁止物件》に関して規定し、また、17 条に《条件附差押禁止物件》に関して規定を設けている。

旧徴収法 16 条の意義、趣旨については、次のようにいくつかの説明がなされている。

「納税ハ臣民ノ憲法上ノ義務ニシテ国家ハ其収入ヲ確保スル為納税義務者ノ資産ノ存スル限り其履行ヲ強制スルヲ利益トスレトモ誅求過酷ニ過クレハ私益ヲ害スルコト甚シク臣民ヲシテ納税ヲ嫌悪セシムルノ弊ヲ生シ又社会ノ公益上ヨリ觀察シテ滞納処分ノ目的物ヲ制限スル必要アルヲ以テ本法ハ特ニ本条ノ規定ヲ設ケ或種ノ物件ノ差押ヲ禁制セリ⁽²⁰⁾」。

「国税徴収法は、滞納者の全財産に対してこれを行使できるが、いかなる財産に対してもこれをなすときは、滞納者の生存権を脅やかし苛酷に失し、且つ、公序良俗に反する虞があるから、公益を維持し、滞納者並びにその家族を保護するため、一定の物件は、これを差押えることができないことにした⁽²¹⁾」。

「国税徴収法は、換価のできる滞納者の財産であっても、①滞納者及び同

(18) 沿革については、水澤謙三郎『国税徴収法釋義』4 頁（大成會、1908）、杉山宗六『国税徴収法精解』8 頁（森山書店、1952）参照。

(19) 水澤・前掲注(18) 198 頁。

旧徴収法以前の法について「其第十号ニ『滞納者ノ同居家族ノ財産ニシテ一ヶ年前ニ登記登録セラレタルモノ』ノ明文ヲ掲ケ以テ之カ差押ヲ禁シタリ是旧法ハ家長財産制ヲ認メテ規定シタルモノナルヘシト雖個人制度ヲ採レル今日ニ在リテハ同居家族ノ特有財産ハ登記登録ヲ為シタルト否トヲ問ハス差押フヘキモノニ非サルカ故ニ」旧徴収法制定の際に削除したものとある。

(20) 水澤・前掲注(18) 198 頁。

(21) 高崎整之助『現行国税徴収法要義』136 頁（大蔵財務協会、1948）。

居親族の最少限度の生活の保障、②滞納者の最少限度の生業の維持、③善良な風俗の尊重等の見地から、特定の財産については差押のできない旨を規定している⁽²²⁾」。

本条は当時の民事訴訟法 570 条と同趣旨⁽²³⁾に出たものであるが、差押禁止物件の範囲は必ずしも同一ではなかった⁽²⁴⁾。

現在の規定と大きく相違していないが、①漁業が考慮されていない、②「職務上必要ナル制服、祭服、法衣」が廃止され、③未公表の発明・著作物、義手・義足その他の身体の補足に供する物、災害の防止・保安設備などは、新法で採用されることになる。ここで注目されるのが、昭和 25 年に追加された 2 項の給与に係る差押え禁止部分⁽²⁵⁾が 3 / 4 の定率性であったことであろう。

また、旧徴収法 17 条の意義について、「前条ノ物件ハ本人ノ意思如何ニ拘ラス差押ヲ禁スルモノナリト雖本条ニ掲クル物件ハ滞納者ノ意思ニ從ヒ督促手数料、滞納処分費及税金ヲ償フニ足ルヘキ物件ヲ提供スルトキハ其差押ヲ為サルモノナリ故ニ本則トシテハ差押ヲ為シ得ルモ唯滞納者ヨリ他ノ物件ヲ提供シタル場合ニ差押ヲ為スコトヲ得サルモノニシテ所謂条件付禁止ノ場合ナリトス而シテ本条ノ規定ヲ設ケタル精神ハ畢竟滞納者ノ生業ヲ保護スル目的ニ外ナラサルナリ」との説明がある⁽²⁶⁾。

なお、新法制定時における旧徴収法の第 16 条及び第 17 条は次のとおりであった。

《差押禁止物件》

(22) 桃井直造編『条解国税徴収法』30 頁（白桃書房、1957）。

(23) 高崎・前掲注(21) 136 頁、杉山・前掲注(18) 317 頁。

(24) 桃井・前掲注(22) 30 頁、434 頁、荒木政之丞ほか共著『例解国税徴収関係法』250 頁（大蔵財務協会、1958）。

(25) 鈴木ほか・前掲注(16)〔五十部豊久〕505 頁「旧民事訴訟法 618 条並みの水準に合わせたものといえようが、無制限の差押権能に対する自己抑制立法である。その後、租税徴収制度調査会の答申を経て、昭和 34 年に面目を一新した。」と説明されている。

(26) 水澤・前掲注(18) 204 頁。

第16条 左ニ掲クル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス（昭和10年法律15号、昭和22年法律223号、昭和26年法律78号改正）

一 滞納者及其ノ同居ノ親族ノ生活上欠クベカラザル衣服、寝具、家具及厨具

二 滞納者及其ノ同居ノ親族ノ生活上必要ナル六箇月間ノ食料及薪炭

三 主トシテ自己ノ労力ニ依リ農業ヲ営ム者ノ農業上欠クベカラザル器具、肥料、牛馬及其ノ飼料並次ノ収穫マデ農業ヲ続行スル為欠クベカラザル種子

四 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、職人、労役者其ノ他主トシテ自己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ職業ニ従事シ又ハ營業ヲ営ム者ノ業務上欠クベカラザル物（商品ヲ除ク）

五 実印其ノ他職業ニ必要ナル印

六 祭祀礼拝ニ必要ナリト認ムル物及石碑、墓地

七 系譜其ノ他滞納者ニ必要ナル日記書付類

八 職務上必要ナル制服、祭服、法衣

九 勲章其ノ他名誉ノ章票

十 滞納者及其ノ同居ノ親族ノ修学上必要ナル書籍器具

十一 発明又ハ著作ニ係ル物ニシテ未タ公ニセサルモノ

2 滞納者ノ受クベキ俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給及賞与並此等ノ性質ヲ有スル給与ニ付テハ其ノ支払期ニ受クベキ金額ノ中其ノ百分ノ七十五ニ相当スル金額ヲ超エザル部分ハ之ヲ差押フルコトヲ得ズ（昭和25年法律69号追加）

《条件付差押禁止物件》

第17条 左ニ掲クル物件（前条第一項第三号又ハ第四号ニ掲グル物件ヲ除ク）ハ他ニ滞納処分費及税金ヲ償フニ足ルヘキ物件ヲ提供スルトキハ滞納者ノ選択ニ依リ差押ヲ為ササルモノトス（明治35年法律36号、明治44年法律37号、昭和25年法律69号、昭和26年法律78号改正）

- 一 農業ニ必要ナル器具、種子、肥料及牛馬並其ノ飼料
- 二 職業又ハ営業ニ必要ナル器具及材料

3 旧民事訴訟法（明治 23 年）とその沿革

現行の執行法の前身となる旧民事訴訟法は、明治 23 年 4 月 21 日（法律 29 号）に制定され、その旧 6 編「強制執行」が民事執行部分であった。このため旧 6 編は「形式的意味における強制執行法」と呼ばれ、「主としてドイツ民事訴訟法を模倣して、第 1 編以下の判決手続とともに旧来のわが法制とは無関係に制定された」とされている⁽²⁷⁾。

旧民事訴訟法が制定されるまでは、明治維新後の当初の間は準拠すべき法定もなく、慣例により処理され、その後個別的に太政官布告や司法省の布達、指令等により個々の事項に関する規則が定められたが、包括的統一的な法規は存在しなかった。それらの規則の中で、明治 5 年の身代限に関する諸布告⁽²⁸⁾は、華士族平民の身代限の場合の抵償として差押えできない財産の範囲及び財産の落札方法等を定めており、強制執行及び破産法の先駆を成していた⁽²⁹⁾。

その後、旧民事訴訟法の強制執行部分は、ドイツ民事訴訟法（1877）を模倣することは前述したが、民法が主としてフランス法を採用することとなっていたため、債務者の財産は総債権者の共同担保である以上、執行法上も債権額に応じて各債権者に分与すべしとの立前から平等主義を採り、更に配当

(27) 吉川大二郎『強制執行法』12 頁（法律文化社、1958）。

(28) 「華士族平民身代限規則」（187 号）は、平民と華士族とを区分し差押禁止財産を定めていた。平民は、①時服着替共二通、②夜具一通、③本人の職業に必要な諸物品、④食料（家族一ヶ月分の飯米）、⑤鍋釜及び炊具各一通を差押えできない品類とし、華士族は、①家禄、②大小類（刀）男子一腰、③冠服男子一通、④時服着替共二通、⑤夜具一通、⑥本人の職業に必要な諸物品、⑦鍋釜及び炊具類一通を差押えできない品類とした。なお、代価未払いの場合、売主は現品を取り戻すことができたが、現在着用の衣服及び夜具は除かれた。

(29) 兼子一「民事訴訟法の制定―デッヒョー草案を中心として―」同『民事法研究Ⅱ』3 頁（酒井書店、1954）。

要求の時期等に関してはイタリア民事訴訟法(1865)を参考として制定された⁽³⁰⁾。

そして、現行の執行法は、旧強制執行法（旧民事訴訟法の旧 6 編「強制執行」）と民法の附属法であった競売法（明治 31 年法律 15 号）を統合し、理論面と実務面の両面から強制執行、競売の制度の合理化、近代化を図り、その機能を充実することを目的⁽³¹⁾として、昭和 54 年 3 月に公布された。

なお、執行法制定時における旧民事訴訟法の 570 条、570 条ノ 2 及び 618 条は次のとおりであった。

《差押禁止物》

第 570 条 左ニ掲クル物ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス（昭和 10 年法律 15 号、昭和 23 年法律 149 号、昭和 24 年法律 115 号改正）

第一 衣服、寝具、家具及ヒ厨具但此物カ債務者及ヒ其同居ノ親族ノ為メ欠ク可カラサルトキニ限ル

第二 債務者及ヒ其同居ノ親族ニ必要ナル三ヶ月間ノ食料及ヒ薪炭

第三 技術者、職工、労役者及ヒ穩婆⁽³²⁾ニ在テハ其營業上欠ク可カラサル物

第四 農業者ニ在テハ其農業上欠ク可カラサル農具、家畜、肥料及ヒ次ノ收穫マテ農業ヲ続行スル為メ欠ク可カラサル農産物

第五 官吏、神職、僧侶、公立私立ノ教育場教師、弁護士、公証人及ヒ医師ニ在テハ其職業ヲ執行スル為メ欠ク可カラサル物並ニ身分相当ノ衣服

第六 第 618 条第一項第五号及ヒ第六号ニ掲クル収入ニシテ差押ヲ受ケサル金額但シ差押ヨリ次期ノ収入ノ支払マテノ日数ニ応シテ之ヲ計算ス

第七 薬舗ニ在テハ調薬ヲ為ス為メ欠ク可カラサル器具及ヒ薬品

(30) 兼子・前掲注(29) 14 頁参照。

(31) 浦野・前掲注(14) 1 頁。

(32) おんば＝産婆

第八 勲章及ヒ名誉ノ証標

第九 実印其他職業ニ必要ナル印

第十 神体、仏像其他礼拝ノ用ニ供スル物

第十一 系譜

第十二 債務者又ハ其同居ノ親族ノ未タ公ニセサル發明ニ関スル物及
ヒ債務者又ハ其同居ノ親族ノ未タ公ニセサル著述ノ稿本

第十三 債務者及ヒ其同居ノ親族カ学校ニ於テ使用ニ供スル書籍

2 前項第二号ノ場合ニ於テ食料又ハ薪炭ニ各数種ノモノアルトキハ
執行官ハ債務者ノ利益ヲ考慮シテ差押ヲ為ササル範圍ヲ定ムルコトヲ
要ス（昭和 10 年法律 15 号追加）

3 前項ノ場合ニ於テ執行官ハ一応差押ヲ為シタル上執行裁判所ニ差
押フ可キ物ノ指定ヲ求ムルコトヲ得此指定ニ対シテハ当事者ハ異議ヲ
述フルコトヲ得ス（昭和 10 年法律 15 号追加）

4 債務者ノ承諾アルトキハ第一項第三号乃至第八号ニ掲ケタル物ヲ
除ク外之ヲ差押フルコトヲ得

《裁判による差押禁止の拡張》

第 570 条ノ 2 差押ニ因リ債務者カ其生活上回復スルコト能ハサル窮迫
ノ状態ニ陥ルノ恐アル場合ニ於テ債務者カ誠実ニシテ債務履行ノ意思
アリ且債権者ノ経済ニ甚シキ影響ヲ及ホササルモノト認ム可キ顯著ナ
ル事由アルトキハ裁判所ハ債務者ノ申立ニ因リ前条ノ規定ニ依ルノ外
必要ナル限度ニ於テ差押フルコトヲ得サル財産ヲ定ムルコトヲ得

2 前項ノ裁判ヲ為シタル後ニ於テ理由消滅シ又ハ事情変更シタルト
キハ裁判所ハ当事者ノ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ前項ノ裁判ヲ取消シ
又ハ之ヲ変更スルコトヲ得

3 第 522 条第二項〈執行に関する仮の処分〉ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之
ヲ準用ス

《差押禁止債権》

第 618 条 左ニ掲クル債権ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス（昭和 23 年法律

149 号改正)

第一 法律上ノ養料

第二 債務者カ義捐建設所ヨリ又ハ第三者ノ慈恵ニ因リ受クル継続ノ収入但債務者及ヒ其同居ノ親族ノ生活ノ為メ必要ナルモノニ限ル

第三 削除⁽³³⁾

第四 削除⁽³⁴⁾

第五 官吏、神職、僧侶及ヒ公立私立ノ教育場教師ノ職務上ノ収入、恩給及ヒ其遺族ノ扶助料

第六 職工、労務者又ハ雇人カ其勞力又ハ役務ノ為ニ受クル報酬

2 第一号、第五号及ヒ第六号ニ掲ケル収入ニ付テハ其支払期ニ受クヘキ金額ノ四分ノ一ニ限り之ヲ差押フルコトヲ得但シ差押ニ因リ債務者カ其生活上窮迫ノ状態ニ陥ルノ恐ナキトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ其二分ノ一ニ達スルマテ之ヲ差押フルコトヲ得(昭和 23 年法律 149 号、昭和 24 年法律 115 号改正)

4 旧法時代の両者の相違点

旧法時代においても、旧徴収法と旧民事訴訟法では、趣旨は同じとされていたものの差押禁止財産の範囲は必ずしも同一ではなかったことは前述のとおりであるが、その差異の指摘があった具体的な部分は次のとおりである⁽³⁵⁾。

- ① 差押禁止の範囲の拡張
- ② 債務者の承諾
- ③ 未分離の果実及び蚕

(33) 昭和 23 年法律 149 号、削除された規定は「下士、兵卒ノ給料並ニ恩給及ヒ其遺族ノ扶助料」。

(34) 昭和 23 年法律 149 号、削除された規定は「出陣ノ軍隊又ハ役務ニ服シタル軍艦ノ乗組員ニ属スル軍人、軍属ノ職務上ノ収入」。

(35) 桃井・前掲注(22) 435 頁。

④ 差押禁止債権

また、旧徴収法 12 条には、現行の徴収法 153 条《滞納処分の停止の要件等》の規定と同旨⁽³⁶⁾の《滞納処分ノ執行停止》が規定されていた。同条 1 項には「滞納者左ノ場合ニ該当スルトキハ政府ハ滞納処分ノ執行ヲ停止スルコトヲ得」とあり、同項 3 号に「滞納処分ノ執行ニ因リ滞納者ノ生活ヲ著シク窮迫ノ状態ニ陥ラシムル虞アルトキ」と規定されていた。

旧徴収法 16 条については、この《滞納処分ノ執行停止》との関連において理解を必要とするとの指摘があった⁽³⁷⁾。

なお、国税徴収においては、民事訴訟法 570 条及び 618 条所定の差押禁止物件であっても、旧徴収法 16 条及び 17 条に掲げない物件は、これを差し押さえることの妨げではないと解されていた⁽³⁸⁾。

- ・ 別表 3 「旧法 差押禁止財産（動産等）の比較表」
- ・ 別表 4 「旧法 差押禁止財産（給料等）の比較表」

第 3 節 新しい徴収法の誕生と旧民事訴訟法（強制執行法）

旧徴収法、旧民事訴訟法等の沿革から分かったように滞納処分と民事執行の背景は異なっており、出発点から生じた差異は、その内容が少しずつ変容しているものの、現在まで受け継がれているようである。

この原因について、現行の徴収法が制定（昭和 34 年）された当時、三ヶ月章博士は、両者は出発点以降も「相互の連関に意を用いることなしに独自の発展をとげ、強制執行制度を論ずる者は意識的にか無意識的にか滞納処分の法規制に言及することなく強制執行のみに視野を局限するのが通常であったし、滞納処分を扱う論者も、強制執行制度との共通の問題を探求するというよりはむしろ

(36) 吉国ほか・前掲注(9) 891 頁。

(37) 桃井・前掲注(22) 428 頁。

(38) 高崎・前掲注(21) 136 頁、杉山・前掲注(18) 317 頁。

ろそれをとびこして滞納処分の独自性を強調しすぎる傾きがあった。」⁽³⁹⁾と指摘している。

そして、同博士は、「新国税徴収法による滞納処分の手続が従来に比し強制執行の手続に著しく接近していることが、新しい滞納処分の一つの大きな特徴である」⁽⁴⁰⁾とした上で、新しい徴収法の下においても、「滞納処分と強制執行の間に一見殆ど架橋し難いと思われる程の基本的な差異の幾つかが厳として残存していることも見逃すことはできない。」とし、それは『『租税徴収の確保』というスローガンにそって、どこまでも滞納処分の特異性が主張された部面』であり、「顕著な差異を存続せしめている点は、大きく三つの問題群に分けられる」と述べている。その三つとは、①手続的又は実体的に租税に何等かの優先権を認むべしとする思想に絡み合う問題、②第三者に対して執行権力を直接行使する範囲が広いという問題、③関係人の救済のための手続の性格と構造が大幅に異なるという問題であると指摘している⁽⁴¹⁾。しかしながら、この対立点について、「強制換価制度の大きな流れの中に位置づけつつ仔細に検討してみると、そのあるものは滞納処分のより一步の近代化の努力によって克服できる筈のものであり、そのあるものは強制執行手続の自己反省によって、むしろ強制執行制度においても考えねばならぬ問題として立現われてきている問題であり、いずれにしても必ずしも致命的な対立点とみるまでもないのではないか」とも述べている⁽⁴²⁾。

次に、制定されたばかりの徴収法の評価と今後の執行法制度について、同博士は、「新国税徴収法の中に盛られている法技術を、強制執行制度、ひろくいえば強制換価制度の歴史的展開の中において捉え、将来の強制執行法の改善への一里塚として積極的に評価するという謙虚な又弾力的な態度をとることが執行

(39) 三ヶ月・前掲注(17) 91 頁。

(40) 三ヶ月・前掲注(17) 97 頁。

(41) 三ヶ月・前掲注(17) 175 頁。

(42) 三ヶ月・前掲注(17) 207 頁。

制度の将来を構想する者には必要」と述べている⁽⁴³⁾。

また、徴収法の差押禁止債権に対して、「債権とくに給与債権の差押禁止に関しては著しい前進が見られる。即ち給与の態様に応じ、給料の性質を有するものと、賞与の性質を有するものと、退職手当の性質を有するものと、の三種類に区分し、第一のものは最低生活を維持するのに不可欠のものであることが多いためそれに応じた配慮をなし、第二のものについてはその月の給料と合算して差押禁止額を定めるということで実質的にバランスをとり、第三のものについてはそれが勤労の対価の後払という実質をもつことに着眼して禁止額を大幅に引き上げる配慮を示している。」とし、更に「それに加えて給料の差押禁止額については生活扶助の金額を若干上廻る額を最低生活費として捉えこれについては差押からの絶対的な保護を図るとともに、それを上廻る額は社会的地位や対面を維持する必要をも合理的に噛み合せながら差押禁止額をスライドする方式をとって、低額所得者には最低生活費に不足する場合が生じ高額所得者には必要以上に多くの保護を与えることになりうるという現行制度の修正を試みている。」とその合理的な再構成を評価している⁽⁴⁴⁾。

第2節及び第3節では、明治維新以降から徴収法と執行法の現行法制定までの沿革を簡単に振り返ってきたが、これまで両者は全く無関係に存在していたわけではなく、お互いに影響しあって前進してきたことは疑いもない。次章以降、この歴史を踏まえて、現在の差押禁止財産制度のあるべき姿を考えて行くこととする。

(43) 三ヶ月・前掲注(17) 96頁。

(44) 三ヶ月・前掲注(17) 129頁。

第2章 差押禁止財産を巡る諸問題

この章では、差押禁止財産制度に関わる滞納処分及び民事執行上の具体的な事例等を通じて、制度が抱えている問題点を抽出し、整理・分析を行う。そして、第5章及び第6章における考察の材料としたい。

第1節 差押禁止財産の範囲を巡る問題と裁判例

滞納者・債務者に帰属している財産に関して、どのような財産が差押禁止財産に該当するのか、これまでの滞納処分及び民事執行についての裁判例・裁決事例を整理する。

なお、本稿にとって重要と考える岡山地裁判決を最初に紹介し、その他の裁判例等は判決等の年月日順とした。

① 岡山地裁平成3年3月11日決定（判例時報1391号157頁）

《民事執行：タンス及び台所整理戸棚は非該当》

本件は、動産（タンス及び台所整理戸棚）に対して行われた強制執行に関して、債務者が差し押さえられた動産はいずれも執行法131条1号の差押禁止動産に該当すると申し立てた執行異議事件である。

岡山地裁は、「本件動産が生活に必要なことは窺えるも、これが生活に必要な不可欠のものであるものとはいえないこと、執行官は、差押対象動産としてタンス類に関しては、申立人の生活状況を考慮して、和タンス及び水屋の差押をしなかったこと、申立人は相手方に対して、前記債務につき、未だ弁済したことがないこと、なお、動産執行において、例外を除いて、タンス類は差押禁止動産とされずに差押がなされていることは裁判所に顕著な事実であること、以上の点を考慮」して差押禁止動産に該当しないと判断している。

また、差押禁止動産として債務者等の生活に欠くことができない動産につ

いては、「現在の一般人の生活水準をも考慮したうえで、具体的事情に応じて債務者の生活状況を加味して判断すべき⁽⁴⁵⁾」と判示している点が注目される。

なお、「現在の一般人の生活水準」についてであるが、岡山地裁は上記に続けて「単に生活必需品であるからといって直ちに民事執行法 131 条 1 号にいう『欠くことのできない』物とはいえず、また、動産執行が間接強制の手段としての意味を持つこと、差押禁止物件の範囲をあまり広く認めることは、他に適当な強制手段をもたない我が国の強制執行法の制度では、債務者を保護しようとするあまり、債権者の権利の実現を不能としてしまうおそれがあることを考慮する必要がある。」とも述べている。この点から、「現在の一般人の生活水準」を考慮はするが、保障すべきは債務者の最低限の生活であることを示したものと思われる。

② 大審院昭和 6 年 12 月 23 日決定（法律新聞 3366 号 14 頁）

《民事執行：礼拝用に供している仏壇は該当》

本件は、仏壇について原審がいかなる場合にも旧民事訴訟法 570 条 10 号の「神体、仏像其他礼拝ノ用ニ供スル物」に該当しないと判示した抗告棄却決定に対する再抗告である。

これに対して大審院は、「其ノ佛壇中ニ佛像又ハ位牌ヲ安置シ之ヲ禮拝セルニ於テハ其ノ禮拝ノ用途ヨリスレハ佛壇ハ其ノ中ニ安置セル佛像又ハ位牌ト離ルヘカラサル関係ニ在ルモノニシテ相共ニ同號ニ因リ差押ヲ禁セラレタルモノト解スルヲ正當」として原決定を破棄し原審に差し戻した。また、同院は、仏壇であっても単に商品又は骨董品として所蔵している場合には、差押禁止財産には該当しないことを明らかにしている。

③ 大審院昭和 11 年 3 月 19 日判決（民集 15 卷 530 頁）

《民事執行：寺院の本堂及び庫裡は非該当》

本件は、上告人が、土地建物の所有権確認を求める訴えを提起したものである。また、被上告人が行った当該土地建物に対する強制競売の効力を否定

(45) 鈴木ほか・前掲注(16)〔小倉顕〕204 頁参照。

する理由の一つとして、寺院所有の土地建物は宗教的営造物であることから、強制競売は許されない旨主張している。

大審院は、土地建物が宗教的営造物であり強制競売は許されないとする主張に対して、「寺院所有ノ物件ト雖法律上特ニ之ニ付強制執行ヲ為スコトヲ禁止シタル法規ノ存セサル限り之ヲ強制競売ニ附スルコトヲ妨クルモノニ非ス而シテ寺院所有ノ土地建物ニ付キ強制執行ヲ禁止シタル法規ノ見ルヘキモノナク唯民事訴訟法第五百七十条第十号ハ神体仏像其ノ他礼拝ノ用ニ供スル物ハ差押フルコトヲ得サル旨規定セリト雖寺院ノ本堂及庫裡ハ同条ニ所謂礼拝ノ用ニ供スル物ト云フニ該当セサル」と判示している⁽⁴⁶⁾。

④ 福岡地裁昭和 26 年 12 月 20 日判決（税務訴訟資料 22 号 109 頁）

《滞納処分：衣服（仕事着）は非該当、寝具は該当》

本件は、滞納処分により差し押さえられた衣服（仕事着）及び寝具について、原告の生活上欠くべからざるものであつて法律上差押が禁止されているものであるとし、その差押えの取消しを求めた事件である。

これに対して福岡地裁は、衣服については「本件衣服類の外に原告及びその同居の親族の生活に必要な相当の衣服類を有していた」ので差押禁止物件に該当しないとしたが、寝具については「原告は蒲団類は差押に係る本件一重の外に三重を有しているが本件一重もその普段使用の寝具として必要である事実を認めることができ」、「差押えることを得ないものと解する」と判示している。

⑤ 広島地裁昭和 35 年 5 月 9 日判決⁽⁴⁷⁾（税務訴訟資料 33 号 653 頁）

《滞納処分：料亭の営業用什器具類は非該当》

本件は、料理飲食店を個人経営していた原告が、動産及び建物への差押えに係る滞納処分は違法であり、これを見過ごした審査請求棄却決定も違法であることからその取消しを求めた事件である。

原告は、その請求原因の中で、「国税徴収法における滞納処分は民事訴訟法

(46) 徴収法基本通達 75 条関係 16《第 7 号の財産》参照。

(47) 当該事件の控訴審は、広島高判昭 38. 3. 20（訟務月報 9 卷 6 号 779 頁）棄却。

上の強制執行と異なり滞納者の生活を著しく窮迫の状態に陥らしめる程度に至ってはならない。このことは国税徴収法（昭和34年法律第147号を以て改正される以前のもの以下同じ）に定める滞納処分の停止、徴収乃至滞納処分の猶予、差押禁止の諸規定の法意より明白である」とし「本件滞納処分は国税徴収法の精神を無視してなされた違法なもの」と主張している。

広島地裁は、本件滞納処分が徴収法の精神を無視してなされたものかどうかの検討に当たって、差押禁止物件としての該当性に関しては「国税徴収法第16条第1項第4号の規定は所得の生ずる基礎が主として滞納者自身の労働そのものによる場合その労働に欠くべからざる物の差押を禁止する趣旨のものと解するを相当とするから所得が高級料亭経営により生ずる場合その営業用の什器具類等はこれに該当しないものといわねばならない。」として本件差押物件は同号所定の差押禁止物件に該当しないものと判示している。

⑥ 東京高裁昭和40年9月27日判決（刑集18巻6号647頁）

《滞納処分：耕運機は少なくとも条件附差押禁止財産に該当》

本件は、専業農家である被告人（控訴人）が賦課金未納入のため、耕運機一式について滞納処分による差押えを受けたが、被告人は保管中の差押物件を持ち出し、窃取したとして争われた窃盗被告事件である。

弁護人は控訴趣意の中で、耕運機は被告人にとり欠くことのできない農具で徴収法75条1項3号の差押禁止物件に該当するので、差押えは絶対的無効であるから、無断でこれを持ち帰ったとしても窃盗罪を構成しないことを主張した。

この点について東京高裁は、本件耕運機が徴収法75条1項3号の器具に含まれるのか、それとも同号には含まれないが同法78条1項1号所掲の条件附差押禁止物件に該当するのか、明確には述べていないが、「差押えが違法かつ無効なものであるといつても、無効な差押行為は不成立な行為と異り、執行法上ある程度の存在意義を有し、また、刑法上の保護も認められなければならない。」として窃盗罪の構成要件に該当するものと解すべきとした。

⑦ 鳥取地裁昭和42年5月25日決定（判例タイムズ216号237頁）

《民事執行：耕運機は該当、自動脱穀機は非該当》

本件は、保険外交員の仕事もしている兼業農業者である申立人が、他に職を持たないその妻とともに耕作を行っていたところ、使用していた耕運機及び自動脱穀機が差し押さえられたことから異議を申し立てた事件である。

これに対して、鳥取地裁は、「右の田畑の耕作および農産物、農機具、肥料等の運搬の用に供される耕運機であつて申立人やその妻により殆んど一年中右の耕作や運搬のために使用されているものであることが認められるから、右の農業経営の規模、態様と右物件の用途やその使用期間等を考えあわすとき、右物件は申立人およびその妻の労役によつて営んでいる農業のため欠くこのとのできない物件である」として耕運機は民事訴訟法 570 条 1 項 4 号所定の差押禁止物に当たるとしている。

一方、自動脱穀機については、「秋の稲の脱穀のため 5 日間位、春の麦の脱穀等のため数日使用されるにすぎないものであることが認められるし、またこのような機械をもたず必要時に他から数日借り受けてこれを使用している小規模な農家もないわけではないことがうかがわれる」とし、申立人の農業規模・態様、物件の用途及び使用期間、他からの借受の可能性等を勘案すれば、民事訴訟法 570 条 1 項 4 号にいう農業上欠くことのできない農具には当たるとは解せないとしている。

この判断の中で鳥取地裁は、農業経営の規模を必要不可欠性の判断材料の一つとしている点が注目される。本件では、経営規模とその物件が常時使用されているものか否か（使用頻度）ということに関連付けて判断しているものと思われる。つまり比較的規模が小さければ、必要不可欠性が低いとしているようである。

⑧ 東京高裁昭和 46 年 5 月 18 日決定（下級裁判所民集 22 巻 5・6 号 619 頁）

《民事執行：営業用機械器具等の利用を主とし自己の労力は従たる関係にあるような性質の営業に従事する者は、技術者等に該当せず》

本件は、原告人の申立てにより執行された仮差押えに対して、相手方が当該物件に対する仮差押執行は債務者の営む自動車修理業の営業上、欠くべか

らざるものであって、民事訴訟法 570 条 1 項 3 号に当たる差押禁止物に該当する違法執行であるとしてされた異議の申立てが認められたことから、抗告人が原決定の取消しを求めた事件である。

これに対して、東京高裁は、「自己の労力を主とする性質の営業に従事する者は、その営業に若干の機械器具その他の物件を必要とする場合であつても、民事訴訟法第 570 条 1 項 3 号にいう技術者・職工・労役者に該当すると解すべきであるが、これに反し、営業用機械器具等の利用を主とし自己の労力は従たる関係にあるような性質の営業に従事する者は、前記の技術者等のいずれにも該当しないと解するのが相当である。」そして、本件異議申立人がこれに該当するか否か明白ではないとし、本件を原審に差し戻した。

- ⑨ 国税不服審判所昭和 47 年 3 月 15 日裁決（国税不服審判所裁決例集 12431 頁）
《滞納処分：電話加入権は非該当》

本件は、審査請求人が自宅に設置してある電話加入権の差押えを受けたことに対し、職業及び生活上必要な財産であるから、その差押えは請求人の生活を窮迫に陥れるものであって違法又は不当なものであると主張したものである。

国税不服審判所は、徴収法 75 条 1 項の「趣旨は財産の差押えにあたり滞納者の最低生活の保障、精神的生活の尊重、災害防止設備の維持等の観点から特定の財産についてその差押えを絶対的に禁止することを定めたものであり、また、同条第 1 項第 5 号の所定の財産は大工および左官の諸道具一式、薬剤師の薬剤調合器具等、その者の業務に欠くことができない器具、その他の物をいうものと解するのが相当であるから、本件差押電話加入権は同規定の差押禁止財産には該当しない。」と判断している。

- ⑩ 東京地裁八王子支部昭和 55 年 12 月 5 日決定（判例時報 999 号 86 頁）
《民事執行：レントゲン撮影機は該当》

本件は、個人で開業の内科医である申立人が、相手方の申立てにより行われたレントゲン撮影機の差押えに対し、同物件は民事執行法 131 条 6 号の「その業務に欠くことができない器具」に該当するとして執行異議を申し立てた

事件である。

東京地裁八王子支部は、「申立人は内科、小児科を専門とする個人の開業医であること、申立人が有するレントゲン撮影機は別紙物件目録記載の一台のみであること、内科医が開業する際まず設置する器材の一つがレントゲン撮影機であること、内科医にとってレントゲン撮影は肺炎、老人性結核、助膜炎、腸閉塞を初めとして臓器全体の迅速かつ適確な診断にとって不可欠であること、国分寺医師会所属医師の全内科医・胃腸科医 17 名のうち、レントゲン撮影機を設置していない者は 2 名に過ぎないこと、申立人においても昭和 55 年 10 月中に 9 回にわたり同目録記載のレントゲン撮影機を使用したこと」、以上の事実を認定し、「申立人は民事執行法第 131 条第 6 号にいう『技術者その他の主として自己の知的な労働により職業に従事する者』にあたり、別紙物件目録記載のレントゲン撮影機は『その業務に欠くことができない器具』に該当する」と判断した。

⑪ 東京地裁平成 10 年 4 月 13 日決定（判例時報 1640 号 147 頁）

《民事執行：エキシマーレーザー治療台等一式は非該当》

本件は、個人で診療所を開設している眼科医である申立人が、相手方の申立てにより行われたエキシマーレーザー治療台、椅子とも一式に対して行われた仮差押決定について、同動産は最も新しい治療技術であるレーシック手術に不可欠の器具であり、民事執行法 131 条 6 号の差押禁止動産に該当するとして執行異議を申し立てた事件である。

東京地裁は、「民事執行法 131 条 6 号の制度趣旨は、生業の維持を目的としているが、それは申立人が現状のまま診療所を維持、継続していけるところまで保護した規定とはみるべきではなく、申立人が医師として生活することまでの保護を目的とした規定と解するのが相当」とした上で、「申立人は、医師免許を有する眼科医であり、本件のような特別の機械を失っても、通常の眼科医としての職業生活を送ること（通常の眼科医として開業医を続けるか、勤務医として働くこと）が可能」と判断し、申立てを却下した。

⑫ 国税不服審判所平成 14 年 2 月 8 日裁決（裁決事例集 63 巻 718 頁）

《滞納処分：一身専属性を有している慰謝料請求権は差押えの対象外》

本件は、審査請求人が、裁判の判決に基づく損害賠償請求権（貞操侵害を理由とする慰謝料請求権）の差押えを受けたことに対し、本件損害賠償請求権は、次のとおり差押禁止財産に該当するから、本件差押処分は無効であると取消理由の一つとして主張したものである。

- i 請求人のみが受領すべき一身専属的なもので、相続も譲渡もできない権利である。
- ii 民事執行法 152 条《差押禁止債権》1 項 2 号は、生計を考慮して一定の債権の差押えを禁止しているところ、本件損害賠償請求権も請求人の生活扶助の性格を勘案して算定されたものであることは明らかり、同号に準じてその差押えが禁止されているものと解すべきである。

これに対して国税不服審判所は、本件損害賠償請求権について、「差押処分の時点においては、本件判決が確定しておらずいまだその具体的な金額が当事者間において客観的に確定していないと認めるのが相当であって、なお一身専属性を有し、差押えの対象とすることはできないものというべき」と判断している。

本件は、差押禁止財産としての該当性を判断したものではなく、差押時における権利の一身専属性を判断したものである。一身専属的に帰属する権利は譲渡できない、すなわち差押対象財産としての要件の一つである譲渡性が否定されている。

なお、慰謝料請求権は、本件のように具体的な金額が当事者間において未確定の場合には差押えの対象とはならないが、金額が客観的に確定した後であれば差押可能である。

⑬ 国税不服審判所平成 15 年 10 月 9 日裁決（裁決事例集 66 巻 382 頁）

《滞納処分：自動車共済契約に係る対人賠償共済金支払請求権は非該当》

本件は、自動車事故の被害者である審査請求人が、自動車共済契約に係る対人賠償共済金支払請求権の差押えに対し、本件支払請求権は、請求人が本件事故によって働けなくなったため、請求人の今後の生活に対する補償金を

含む損害賠償金であるから、差押禁止財産に当たると主張したものである。

この点について国税不服審判所は、「本件支払請求権は、自動車損害賠償責任共済組合契約に基づくものではないから、自動車損害賠償保障法第 18 条《差押の禁止》、第 23 条の 3 《責任保険の契約に関する規定等の準用》により差押が禁止される直接請求権には該当しない。また、本件支払請求権は、徴収法第 75 条ないし第 78 条及び他の法律の規定する差押禁止財産のいずれにも該当しない。」と判断している。

以上いくつかの裁判例・裁決事例を見てきたが、問題となった対象財産の判定に当っては、単純にその財産が何かということだけではなく、その背景等が考慮されるということが確認できた。そこで、滞納処分の執行に当たり、差押禁止財産に該当するか否かは、対象となる滞納者及び財産に関して、その最低限の生活保障等のために、①生活水準、②使用目的・用途、③使用頻度、④普及率、⑤重要性（欠くことのできないものか）、⑥代替性等を考慮し、全体として「現在の一般人の生活水準をも考慮した上で、具体的事情に応じて滞納者の生活状況を加味して判断すべき」であろうと考える。

なお、実務的には、これらの裁判例における判断趣旨のいくつかは、既に徴収法基本通達に反映されている。

第 2 節 差押禁止債権が振り込まれた 預金債権の差押えの適否

1 問題の概要

差押えが禁止される債権、例えば給料などが銀行口座に振り込まれた場合、つまり差押禁止債権が預金債権に転化した場合、その預金債権に対する差押えの適否に関しては、明文の規定がない。いくつかの裁判例もあるものの、その見解は対立している。また、銀行振込みの方法によらずに、債務者が現金で給付を受けそれを預金した場合においても同様の問題が生ずるとの指摘

もある⁽⁴⁸⁾。そこで、学説、裁判例によりこの問題を整理することとした。

なお、この問題に関しては、滞納処分が関与した裁判例は限られており、民事執行に関する事件が多い。そのため滞納処分としての見解を述べた文献等はあまり見受けられない。しかしながら、このことは、滞納処分においては問題性が低いということの意味しているのではなく、民事執行と同様に抱えている執行上の問題の一つとして理解しておかなければならない。

2 旧民事訴訟法下での学説の対立

この問題は、旧民事訴訟法の下でも学説が対立していた。給料等が振り込まれた預金債権について、①債権差押禁止規定がなおそのまま適用、②差押禁止は法律に掲げられた債権そのものについてであって、ただ現金で受領した場合と区別すべき実質的理由はないから動産差押禁止の規定を適用、③一般の預貯金債権と同様に差押えの制限なし、といった見解があった。しかし、この問題は、執行法の制定に当たって検討事項とされたものの、特別の規定は設けらず、解釈にゆだねられることとなった⁽⁴⁹⁾。

その点に関して立案者は、「銀行振込については差押禁止の独自の規定を作ろうとしたわけです。ところが、いろいろ技術的に詰めてみますとうまくいかないわけです。というのは、その預金が確実に振り込まれた給料だということならいいのですが、いったん銀行振込されたものをおろしてまた積んだらどういうことになるか、そういう技術的な問題がありまして……。」と説明している⁽⁵⁰⁾。正にこのことがこの問題の根幹であろう。

3 裁判例

現在においても、差押禁止債権である給与などが振り込まれた預金について、その属性を承継し禁止財産に当たるとする説（承継説）と属性を承継し

(48) 鈴木ほか・前掲注(16)〔五十部豊久〕514頁。

(49) 鈴木ほか・前掲注(16)〔五十部豊久〕513頁。

(50) 「民事執行セミナー（ジュリスト増刊）」〔宇佐見隆男発言〕286頁（有斐閣、1981）。

ないとする説（非承継説）に大別することができる。

この問題は、預金口座を受働債権とし銀行の貸付金を自働債権とする相殺という局面で顕在化するケースが少なくない⁽⁵¹⁾。最高裁平成10年2月10日第三小法廷判決（金融法務事情1535号64頁）もその一つである。

この事件では、最高裁は国民年金及び労災保険金が預金口座に振り込まれて、預金債権に転化し、一般財産になったこと、預金債権は差押禁止債権としての属性を承継しているものではないことから、相殺は禁止されるものではないと原審⁽⁵²⁾の判断を是認した。

そのほかの裁判例を見てみても、大半が差押禁止債権としての属性は承継しないと判断しており、判例は非承継説を採用しているようである。また、民事執行に関する裁判例においては、基本的にはその属性は承継しないとし、債務者の救済は差押禁止債権の範囲の変更（執行法153）によるべきとするものが多い。

《差押禁止債権としての属性を承継しないとする裁判例》

- ・ 東京高裁昭63.1.25判決（金融法務事情1193号33頁）
- ・ 東京高裁平2.1.22決定（金融法務事情1257号40頁）⁽⁵³⁾
- ・ 東京高裁平4.2.5決定（金融法務事情1334号33頁）
- ・ 札幌地裁平6.7.18判決（金融法務事情1446号45頁）
- ・ 釧路地裁北見支部平8.7.19判決（金融法務事情1470号41頁）※

(51) 民法510条では、差押禁止債権を受働債権とする相殺を禁止している。

宮川不可止「年金振込口座による相殺の可否—差押禁止の属性を振込金は承継するか—」金融法務事情1708号32頁(2004)参照。

(52) 札幌高判平9.5.25金融法務事情1535号67頁。

(53) 属性を承継しないとする裁判例に掲げているが、この決定は、他の裁判例とは多少理論構成を異にしている。すなわち「右各法に基づく給付を受ける権利は差し押さえることができない旨を定めているから、それに基づく給付が受給者の預金口座に振り込まれて金融機関に対する預金債権となった場合においても、受給者の生活保持の見地からする右差押禁止の趣旨は尊重されるべきであり、右のような預金債権の差押命令は、その取消しを不当とする特段の事情がないかぎり、民事執行法153条1項の適用により、取り消されるべきである。」とした上で、本件においては特段の事情を認めて差押命令取消申立てを却下している。

- ・ 札幌高裁平 9. 5. 25 判決（金融法務事情 1535 号 67 頁）※の控訴審
- ・ 最高裁平 10. 2. 10 第三小法廷判決（金融法務事情 1535 号 64 頁）※の上告審
- ・ 東京地裁平 12. 10. 25 判決（判例タイムズ 1083 号 286 頁）
- ・ 大阪地裁平 15. 11. 25 判決（判例地方自治 266 号 46 頁）滞納処分
- ・ 大阪地裁平 19. 9. 20 判決（判例時報 1996 号 58 頁）

これに対し、差押禁止債権としての属性が承継すると判断した裁判例も存在している。東京地裁平成 15 年 5 月 28 日判決（金融法務事情 1687 号 44 頁）⁽⁵⁴⁾の概要は次のとおりである。

この事件は、年金を預け入れた貯金債権について、強制執行により取立てを完了したが、年金は差押えが禁止されていることから、本件債権執行は違法な強制執行であるとして、不当利得返還を求めたものである。

東京地裁は、差し押さえられた貯金債権に関し、原告が受給した年金が預け入れられたものであると認められた部分について、「年金に対する差押えが禁止された趣旨を全うするためには、年金受給権に対する差押えに限らず、受給権者が年金を受給した後の年金自体に対する差押えも許されるべきものではない。そして、年金受給権者が受給した年金を金融機関・郵便局に預けている場合にも、当該預・貯金の原資が年金であることの識別・特定が可能であるときは、年金それ自体に対する差押えと同視すべきものであって、当該預・貯金債権に対する差押えは禁止されるべき」とし、「原告の生活費の支出が原告本人の所有する別の財産によっていると推認し得る証拠はなく、（中略）原告において、別の財産を所有し、これを費消して、年金を本件郵便貯金として蓄えている場合であるとまで断定することはできず、本件債権

(54) 差押禁止債権である年金を原資とする預貯金債権が差押禁止となることを認めた初めての公表裁判例とされる（佐瀬裕史「差押禁止債権を原資とする預貯金債権への強制執行と不当利得—年金の振込み、年金原資である現金の預金者による入金の場合」ジュリスト 1310 号 167 頁(2006)）。

執行が許されるということとはできない。」と判示している。

なお、この判決については、「年金債権に対する差押禁止の趣旨を重視し、厚い債務者保護を図るものといえようが、債権差押命令発令の段階で預貯金債権の原資を知ることは極めて困難であることとの整合性など、理論的な課題は残されている」とする見解がある⁽⁵⁵⁾。

4 現在における学説の動向

この問題について学説の多くは、「受給者の預金口座に振り込まれて預金債権に転化することにより一般財産に混入し（一般財産化）、この一般財産化した預金債権は差押禁止の属性をもはや承継していないから、銀行がこれを受働債権とする相殺をしたとしても差押禁止の趣旨に反しない」としているようである⁽⁵⁶⁾。

また、滞納処分に関しては、「第一義的には当該預金債権についても全額差押えが可能との解釈に立った上で、滞納者の生活状況その他の事情に応じて、給料等の差押禁止額相当額の差押えを猶予し、又は差押えを解除する余地を残す取扱いをするのがもっとも妥当⁽⁵⁷⁾」とするものがあり、この考えは多数説である非承継説の立場に立っている。

以上のとおり属性を承継しないとするのが学説の多数であるが、給料の銀

(55) 松川充康「年金を原資とした預貯金債権に対する差押えの可否」判例タイムズ 1154 号 212 頁(2004)、また、判旨の結論に疑問があるとするものに佐瀬・前掲注(54)がある。

なお、これに対して、吉岡伸一「差押禁止債権が預金債権に転化したときの強制執行、相殺の可否」判例タイムズ 1157 号 74 頁(2004)では、平成 10 年の最判の事案は、年金以外の入金も多くなされており、その預金の原資が年金であると識別できるものではなかったと言えるから、本件は最判と必ずしも矛盾するものではないとしている。同様に「判決速報 差押えを禁止された年金を預け入れた預・貯金債権に対する強制執行の可否」金融法務事情 1687 号 44 頁(2003)のコメントでは、その基調においては、これまでの裁判例と矛盾するものではないと解されるとしている。

(56) 潮見佳男『債権総論〔第 3 版〕Ⅱ』376 頁（信山社、2005）。

(57) 西澤博「債権の差押えを中心とした滞納整理の推進(第 8 回)差押禁止財産と債権差押え」国税解説速報 1572 号 36 頁(2002)。

行振込みが通常となっている現状にかんがみると問題であるとし、金融機関の側からの相殺については、執行法 153 条の適用による救済も認められないから一層問題であるとして、給料等の差押禁止範囲に当たる部分を残さない差押えは許されないとする見解がある⁽⁵⁸⁾。

同様に、「問題の預金口座がもつばら年金の振込みのために用いられている場合のように、受働債権たる預金債権が実質的に差押禁止債権の価值的変形物であると評価し得る場合や、銀行側が年金・労災保険金等の振込みがあることを待ち受けて相殺をする場合には、生活保障的給付の性質に鑑み相殺権の濫用とされる場合が出てくる可能性は否定できない」とする見解もある⁽⁵⁹⁾。

5 滞納処分と民事執行の実務的取扱い

この問題について、民事執行の実務においては、執行法の立法担当者が想定していた救済方法、すなわち、差押禁止債権が預金債権に変わった以上、形式的には全額の差押えが可能となり、全額の差押命令自体は適法であって、債務者が執行法 153 条の申立てをして、その預金口座が振り込まれた差押禁止債権であることを証明すれば、差押命令の全部又は一部が取り消されるとする考え方であり、実務上も利用されることが少なくない方法であるとされている⁽⁶⁰⁾。

一方、国税当局の実務的な取扱い、徴収法基本通達 76 条関係 11 において「法第 76 条第 2 項の『給料等に基き支払いを受けた金銭』には、支払者から銀行口座等に振り込まれた金額に相当する預金債権は含まれないが、その

(58) 福永有利『民事執行法・民事保全法』184 頁（有斐閣、2007）。

(59) 潮見・前掲注(56) 376 頁、伊藤進「金融機関の信用供与債権と年金等の振込を源資とする預金債権との相殺について」金融法務事情 1546 号 61 頁(1999)。

(60) 東京地方裁判所民事執行センター実務研究会・前掲注(3) 182 頁。

なお、具体的な証明について、債務者は、「預金口座の収支状況、差押禁止債権の入金状況等を証する資料（預金通帳等）を提出し、差し押さえられた預金債権の全部又は一部が差押禁止債権を原資とするものであることを立証」とするとともに、「範囲変更を相当とする債務者及び債権者の生活の状況その他の事情についても証明する必要がある。」としている。

差押えにより生活の維持を困難にするおそれがある金額については、差押えを猶予し、又は解除することができる(法第151条第2項参照)」としている。

これらの取扱いは、現行法上、預金債権を差押禁止債権とする明確な規定がなく、技術的な問題等により、現状において直接的な禁止規定の立法化が期待できない以上、妥当なものとするが、何らかの明確な保護が必要と思われることから、第6章において再度検討する。

第3節 差押解除と差押禁止財産

1 滞納処分における差押解除

徴収法では、差押えが行われている場合において、①納付等により差押えに係る国税の全額が消滅したとき、②差押財産の価額がその差押えに係る国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権等の合計額を超える見込みがなくなったときに該当するとき(徴収法79①)、③滞納処分の停止をしたとき(徴収法153③)には、その差押えを解除しなければならない。

また、④差押えに係る国税の一部の納付、差押財産の値上り等により、その価額が差押えに係る国税及びこれに先だつ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至ったとき、⑤滞納者が他に差押え可能な適当な財産を提供し、その財産を差し押さえたときには、差押財産の全部又は一部について、その差押えを解除することができる(徴収法79②)。同様に、⑥換価の猶予をする場合において、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるときにも解除することができる(徴収法151②)。このように徴収法には、差押解除規定が整備されている。

これらの規定に該当する事由が生じた場合については、その差押えを解除することに何ら支障はない。ここで問題となるのは、徴収法に規定されている要件に該当しないケースにおいて差押解除は認められるかである。

ここでは、差押禁止財産に対して執行された差押えの帰趨等の問題など、差押執行後の事後的な手続である差押解除の在り方に対して検討を加える。

2 差押禁止財産に対する差押えの帰趨

絶対的な差押禁止財産（徴収法 75）に対しては、差押えを行うことができない。しかしながら、滞納者が倒産等の状態になった場合において、早急に滞納処分を行う必要があるケース等では、差押えが禁止されている財産に対して差押えが執行されることも想定される。この場合の差押えをどのように解すべきであろうか。

この点について、外観上差押禁止に違反することが明白な差押えが行われた場合は、その差押えは無効と解されている。しかしながら、それぞれの財産が絶対的な差押禁止財産に該当するか否かは、徴収職員が認定すべきものであることから、これに違反した差押えであっても、外観上明白でないものは、単に認定を誤ったものとして取消原因となるにとどまると解されている⁽⁶¹⁾。

また、実務的にも同様に、徴収法基本通達 75 条関係 1「法第 75 条の『差し押えることができない』とは、絶対に差押えを禁止したものである。したがって、差押禁止財産であることが外観上明白なものを差し押さえたときは、その差押えは無効であるが、外観上明白でないものについては、その差押えは直ちに無効となるものではない。」と解している。

3 法定されていない場合の差押解除

差押禁止債権が振り込まれた預金債権に対して差押えを執行した場合に、その差押えを解除する規定はないが、滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれ等があるとき（換価の猶予、滞納処分の停止に該当していない場合）には、その差押えの解除が認められるであろうか。

この点について、前述の差押禁止制度の趣旨からも、差押禁止相当額を限度として差押えの解除が認められると解することもできる⁽⁶²⁾。

しかしながら、このように差押禁止債権が預金債権に転化した場合には、

(61) 桃井・前掲注(22) 428 頁、吉国ほか・前掲注(9) 572 頁参照。

(62) 徴収法基本通達 76 条関係 11《支払を受けた金銭》。

前述のとおりその預金債権に対する差押えの適否に關しての明文の規定がなく、見解も対立している状況である。したがって、差押えの解除という局面において、滞納者の保護を考慮することは検討に値する。このようなケースについては、差押解除の明確な規定がないことから、立法的措置が望ましいと考える。第6章において検討したい。

第4節 その他の問題

1 給料等に対する差押えが競合した場合の禁止額の問題

給料等に対して強制執行による差押えが行われた後に滞納処分による差押えが行われた場合、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託しなければならない（滞納処分と強制執行等の手続の調整に関する法律 36 の6）。しかしながら、同法には、このようなケースにおける差押禁止額についての調整規定がなく、どのように解するかが問題となる。

この問題について、強制執行及び滞納処分による差押可能額の合計は、執行法及び徴収法における差押可能額のうち最も大きい方の範囲内に制限され、その範囲内において各差押えが競合すると解すべきとの見解があり⁽⁶³⁾、差押禁止制度の趣旨からも同感である⁽⁶⁴⁾。

なお、この問題では、徴収法と執行法の差押禁止債権に係る規定上の差異

(63) 西澤・前掲注(57) 38頁。

(64) このようなケースについては、徴収法基本通達にもその取扱いが明記されていないが、類似のケース（執行法では差押えを禁止する債権として規定があるが、徴収法上では差押えを禁止する規定がない場合）について、76条関係4《差押禁止債権》では、「執行法第152条第1項第1号《差押禁止債権》の『債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権』は、法第76条及び第77条の規定により差押えが禁止されるものではないが、その債権の差押えが滞納者及びその者と生計を一にする親族の最低生活に支障を及ぼすと認められる場合には、法第76条の規定によるもののほか、執行法第152条第1項に規定する差押禁止額の限度においても、その差押えを行わないものとする。」と取り扱うことにより滞納者の保護を図っている。

の存在が問題を複雑にしており、その意味においては、両者の差押禁止範囲が同一であることが望ましいには違いない。

2 骨とう品と差押禁止財産

「仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物」は、その差押えが禁止されている（徴収法 75①七、執行法 131 八）。この規定は、一般の信教を尊重し、精神生活の安寧を保護する趣旨に基づくこととされ、「その他の物」とは仏壇、石碑、墓地等であり、礼拝又は祭祀に必要不可欠なものではないとして寺院の本堂、庫裏、神社の拝殿、社務所等は除かれると解されている⁽⁶⁵⁾。このような宗教的な配慮により、対象物をその差押えから除外する規定は、諸外国の法令にも見られる（第3章参照）。

差押えが禁止されているほかの財産と比較すれば、この規定による対象物は、その判定に迷うケースが発生しやすいと考える。例えば仏像である。これを購入するとすれば、使用材料、作者等により価格には幅があろうが、相当の対価が必要だということは想像できる。このような比較的大きな価値を持っている物であっても、その使用目的・実態によって差押対象財産としての適否を判定しなければならない。礼拝又は祭祀に必要不可欠なものなのか、骨とう品・美術品としての収集物なのか、あるいは商品なのか、ということを見極める必要があるということである。

また、仏像等を購入した場合、どの時点から差押禁止財産となるかも問題と考える。骨とう品、美術品として販売されていたものについて、それを礼

(65) 吉国ほか・前掲注(9) 575頁。

なお、徴収法基本通達 75 条関係 16《第7号の財産》では、『『その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物』とは、神体、神具、仏具等で、現に信仰又は礼拝の対象となっているもの及びこれに必要なものをいう。したがって、仏像、仏壇等であっても礼拝の対象としない商品、骨とう品等となっているものには、法第 75 条第 1 項第 7 号の規定の適用がなく、また寺院の本堂、くり（庫裏）、神社の拝殿、社務所等は、礼拝に直接必要と認められないから、同号の規定の適用がない（昭和 6. 12. 23 大判、昭和 11. 3. 19 大判参照）。』としている。

拝等に供さなければ差押えの対象となるのは当然であるが、逆に礼拝等に供してしまえば、差押禁止財産として認めなければならないのであろうか。また、まだ礼拝等に供していないが、そのように準備を進めている場合、つまりこれから礼拝等に供しようとしている段階ではどうであろうか。そのボーダーラインの判定は困難な作業である。

この点について「美術品、骨とう品として取引される物であっても、もともとは礼拝の用に供される目的で存在するものであるから、債務者が美術品の商店から購入したというだけで、礼拝の用に供しないとはいえない点で微妙な問題が残るが、具体的な債務者の使用状況等から判断するほかない。」⁽⁶⁶⁾のような対応とならざるを得ないものとする。

(66) 鈴木ほか・前掲注(16)〔小倉頭〕207頁。

第3章 諸外国の差押禁止財産制度

諸外国の差押禁止財産制度について俯瞰し、我が国の制度上参考となるべき点の検討を行う。

第1節 アメリカ

1 徴収関係の適用法令

アメリカにおける税に関する規定は、内国歳入法⁽⁶⁷⁾に賦課・徴収ともに定められている。そのうち徴収手続に関しては、F「手続及び運用」⁽⁶⁸⁾の64章「コレクション」以下に規定されている。

2 差押禁止財産

内国歳入法では、差押えの対象となる財産について、まず同法6334条(c)⁽⁶⁹⁾において、アメリカのその他のいかなる法律にもかかわらず、財産又は財産に対する権利は、同条(a)によって免除されたものを除き、差押えから免除されないと規定している。このように差押禁止規定の統一化が図られている⁽⁷⁰⁾。

徴収（差押え）から免除される財産については、次の13項目が列挙されている(6334(a))。

我が国の制度と比較すると、項目的には居住用資産の禁止化に大きな特色が見られる。また、いくつかの項目には限度額を定めており、注目すべき点と考える。

① 衣類及び教科書

② 燃料、食料、家具及び所持品（6,250ドルまで）

(67) IRC : Internal Revenue Code

(68) SUBTITLE F. PROCEDURE AND ADMINISTRATION

(69) No other property exempt

(70) 吉国ほか・前掲注(9) 572頁。

- ③ 取引、ビジネス又は職業に使用する書籍及び道具（3, 125 ドルまで）
 - ④ 失業手当
 - ⑤ 未配達郵便物
 - ⑥ 年金
 - ⑦ 労災補償
 - ⑧ 未成年の子供の支援のための判決に係る給料等
 - ⑨ 賃金、給料及びその他の所得の最低控除部分
 - ⑩ 身障者手当て
 - ⑪ 公的扶助料
 - ⑫ 職業訓練協力法の下での援助
 - ⑬ 滞納額が少額（5, 000 ドル以下）な場合の主要な居住地に係る居住用資産、特定の営業資産、ただし、承認及び危険のない場合のみ
- なお、②及び③の限度額については、1999 年以降インフレーション調整が行われている（6334(g)）。

3 賃金、給料等の差押禁止

内国歳入法 6334 条(a)において列挙されている「賃金、給料及びその他の所得の最低控除部分」についての具体的な内容は、同条(d)に規定されている。

これによれば、個人について週単位で差押禁止額が計算される。計算される基となるのは、その納税者の標準控除(Standard deduction)及び同法 151 条の下での人的控除(Personal exemption)の総額である。これらは年額のため 5 2 (週) で除した金額が差押禁止となる部分である。

この標準控除は申告資格別に定められ、また、人的控除は納税者、配偶者及び扶養者の人数により計算される。

【計算例 2007 年度】

(単位：ドル、人)

区 分	標準控除	人的控除		計 (年額)	差押禁止額 (週計算)
		納税者 配偶者	扶養者		
夫婦個別申告(扶養なし)	5,350	3,400×1	－	8,750	168.27
夫婦合算申告(扶養2人)	10,700	3,400×2	3,400×2	24,300	467.31
独身(扶養なし)	5,350	3,400×1	－	8,750	168.27

第2節 ドイツ

1 徴収関係の適用法令

ドイツにおける税に関する規定は、まず憲法にあたるドイツ連邦共和国基本法⁽⁷¹⁾があり、第10章「財政」に租税に関するいくつかの規定が存在する。105条に税法の立法権限が規定され、106条では連邦、州(Land)、市町村間の租税収入の分配を定め、108条に税務行政の管轄が規定されている。

具体的な賦課・徴収の手続に関しては、租税通則法(AO)⁽⁷²⁾が定められている。納税・徴収については、同法第5章「租税徴収手続⁽⁷³⁾」、第6章「強制執行⁽⁷⁴⁾」に規定されている。

また、差押禁止財産に関する規定については、同法の295条《差押えできない財産⁽⁷⁵⁾》、319条《差押えできない債権⁽⁷⁶⁾》の規定が存在するが、具体

(71) Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland 1949年5月23日公布。

(72) Abgabenordnung 1976年3月16日公布。

(73) Erhebungsverfahren

(74) Vollstreckung

(75) Unpfändbarkeit von Sachen、同条では、民事訴訟法 811 条から 812 条まで、813 条 1 項から 3 項までの規定等を準用している。

(76) Unpfändbarkeit von Forderungen、同条では、民事訴訟法 850 条から 852 条までの規定等を準用している。

的な部分は民事訴訟法(ZPO)⁽⁷⁷⁾、その他の法律を適用することとされている。

なお、租税の実体法上の優先権に関する規定は存在しない。

2 差押禁止財産

民事訴訟法 811 条「差押えできない財産」では、差押えが禁止される財産を列挙しており、大要は次のとおりである。

- ① 個人的に利用又は世帯で用いられる財産
衣服、下着、ベッド、家具、台所道具
- ② 債務者、その家族及び家政を助ける身内の者に必要な四週間分の食料、燃料、照明手段又は調達に必要な金額
- ③ 制限された数の小動物並びに 1 頭の乳牛又は債務者の選択に従って全部で二匹の豚、山羊若しくは羊。更に必要な四週間分の飼料及び敷きわら又は調達に必要な金額
- ④ 農業に従事する場合、作業に必要な道具、家畜及び必要な肥料並びに次の収穫に欠かすことのできない農産物
- ④a 農業活動の従業員の場合、債務者及びその家族の生計に必要とする報酬として渡された天産物
- ⑤ 肉体・頭脳労働者又はその他の個人で生業を立てている者の場合、継続して生計を営むのに欠かすことのできない物
- ⑥ ⑤の相続人である寡婦及び未成年者が、自己責任において代理人を通して生業を続けていく場合、継続するために欠かすことのできない物
- ⑦ 債務者が使用する一定の職務上の衣服・装備品
公務員、僧侶、弁護士、公証人、医師、助産婦の職務上欠かすことのできない物（適当な衣服を含む）
- ⑧ 850 条から 850 条 b の規定に該当する継続的な所得のある者の場合、差

(77) Zivilprozessordnung 1950 年 9 月 12 日公布。

押えから次の計算期間に対応する差押えとならない部分に相当する金額

- ⑨ 薬剤師の作業上なくてはならない器具、容器及び物品
- ⑩ 教会、学校、その他公共施設の授業又は家庭の礼拝で債務者及びその家族が使用している書籍
- ⑪ 使用中の家庭及び仕事の帳簿、家庭の記録、結婚指輪、メダル、勲章
- ⑫ 債務者及びその家族が使用している義肢、めがね、身体の障害のため欠くことのできない補助手段
- ⑬ 直接、葬式に使用する一定の物

3 勤労所得の差押禁止

ドイツにおける勤労所得の差押禁止に関する規定は、民事訴訟法 850 条以下に存在する。

まず同法 850 条《勤労所得のための差押えからの保護⁽⁷⁸⁾》1 項において、金銭で支払われるべき勤労所得は、同法 850 条 a から 850 条 i までの規定に従ってのみ差し押さえることができるとされている。これらの規定は、現行徴収法の債権の差押禁止についての定めと酷似しているといわれている⁽⁷⁹⁾。その概要は次のとおりである⁽⁸⁰⁾。

① 勤労所得に対する差押制限

勤労所得には、支払期間に応じて差押えできない金額が規定されている（同法 850 条 c）。この金額は内容に応じて段階的な計算が必要となる。

この金額の第一段階の計算として、債務者が法律上の義務に基づき配偶者等の親族を扶養しているときには、扶養者の人数により加算され、次表の額（限度となる禁止額欄）を限度として引き上げられる。つまり、基礎的禁止額に、最初の扶養者については月額 370.76 ユーロ加算され、2 人から

(78) Pfändungsschutz für Arbeitseinkommen

(79) 三ヶ月・前掲注(17) 133 頁。

(80) 法務省司法法制調査部編『ドイツ強制執行法』50 頁以下（法曹会、1976）、吉国ほか・前掲注(9) 586 頁参照。

5 人目については 206.56 ユーロずつ加算されることとなっている⁽⁸¹⁾。

(単位：ユーロ)

区分	扶養なし (基礎的禁止額)	扶養あり		
		限度となる禁止額 (基礎的禁止額+加算額)	加算額	
			1 人	2～5 人
月額	985.15	2,182.15	370.76	206.56
週額	226.72	502.20	85.32	47.54
日額	45.34	100.44	17.06	9.51

次に、勤労所得が第一段階の差押えできない金額を超えるときは、第二段階の計算が必要となり、その超過額の一部についても差押えができない。すなわち債務者が扶養者を有していない場合はその超過額の 3/10、扶養者を有していれば、最初の 1 人で 2/10 をそれに加え、更に 2 人から 5 人目に対して 1/10 ずつ加えた額について、差し押さえることができない。

なお、以下の金額を超える部分は、差押えできない金額の計算に考慮されない。

・月額：3,020.06 ユーロ、週額：695.03 ユーロ、日額：139.01 ユーロ

② 差押えできない給与

上記①以外に、同法 850 条 a において差押えできない給与（収入）を列挙しており、例えば、次のようなものが掲げられている。

- ・ 超過勤務に対して支給された部分の半額
- ・ クリスマス手当⁽⁸²⁾（勤労所得の月額の半額、かつ 500 ユーロまで）
- ・ 結婚補助金及び出産補助金

(81) これらの金額は、2007 年 1 月 22 日の公示により、2009 年 6 月 30 日まで適用される。

(82) ドイツには日本のような賞与の制度はないが、クリスマスに従業員へ賞与を出す企業もある。

- ・ 教育金、研究補助金及び類いの給与

なお、同法 850 条 c、850 条 d 及び 850 条 i の規定に基づいて差押えができる部分について、一定の場合に、執行裁判所は、債務者の申請により執行を中止することができる（同法 850f①）など、債務者等の事情に応じて適用される規定が多数存在する。

第3節 フランス

1 徴収関係の適用法令

フランスにおける税法は、法律及び諸規則において定められている。法律としては、租税という分野をまとめた法典（Code）である租税一般法典⁽⁸³⁾及び賦課・徴収等の手続を規定した租税手続法⁽⁸⁴⁾が存在する⁽⁸⁵⁾。諸規則には、大統領、首相、コンセンユ・デタ⁽⁸⁶⁾が制定する執行的決定のデクレ（décret）と大臣、県知事等が制定する執行的決定のアレテ（arrêté）がある。これらの概念について、「デクレはわが国の政令に、アレテは同じく省令に近似⁽⁸⁷⁾」している。

納税・徴収に関する規定は、租税一般法典では第二巻「租税の徴収⁽⁸⁸⁾」、租税手続法では第4編「租税の徴収⁽⁸⁹⁾」であるが、強制徴収（poursuites）

(83) Code général des impôts

(84) Livre des procédures fiscales

(85) フランス租税手続法関係の邦訳として、吉村典久「フランス租税手続法典（邦訳）一～五」専修法学論集 54～63 号（1991～1995）、同「続フランス租税手続法典（邦訳）行政立法の部 一～三」専修法学論集 73～77 号（1998～1999）、同「続々フランス租税手続法典（邦訳）行政立法の部 アレテ編」専修法学論集 78 号（2000）がある。

(86) 行政最高裁判所としての機能と政府の法的問題の諮問機関としての機能を持つ機関。

(87) 滝沢正『フランス法』266 頁（三省堂、1997）。

(88) Livre II : Recouvrement de l'impôt

(89) Titre IV : Le recouvrement de l'impôt

に関しては租税手続法に規定がある。

しかしながら強制徴収の手續の多くは、租税手続法 L258 条により新民事訴訟法典⁽⁹⁰⁾の手續によることとされている。

なお、具体的な民事執行の手續については、改正民事執行手続法⁽⁹¹⁾や同法の適用に関するデクレ⁽⁹²⁾により具体的に定められている⁽⁹³⁾。

2 差押禁止財産

(1) 差押禁止財産

改正民事執行手続法の第2章「一般規定」第1節「差押可能財産⁽⁹⁴⁾」では、差押えの対象となる財産に関する規定を設けている。

まず同法 13 条において、差押えの対象は、債務者に帰属しているすべての財産であるとし、条件付、期限付又は継続履行の債権についても同様に差押えができとしている。

これに対して同法 14 条では、差押えができない財産を規定しており、大要は次のとおりである。

- ① 法律により差押えできない財産
- ② 扶養の性質を有する仮払金、定期金
- ③ 遺言者又は贈与者によって差押えできないと宣言された処分し得る財産
- ④ 被差押債務者及びその家族の生活及び労働に必要な動産
- ⑤ 障害者に欠くことのできない物、病人の看護に要する物

(90) Nouveau code de procédure civile

(91) Loi n° 91-650 du 9 juillet 1991 portant réforme des procédures civiles d'exécution

(92) 改正民事執行手続法の適用に関する中心となるデクレは、「Décret n° 92-755 du 31 juillet 1992 instituant de nouvelles règles relatives aux procédures civiles d'exécution pour l'application de la loi n° 91-650 du 9 juillet 1991 portant réforme des procédures civiles d'exécution」である。

(93) フランス改正民事執行手続法関係の邦訳として、山本和彦「試訳・フランス新民事執行手続法及び適用デクレ(一)～(三)」法学 58 巻 2、3、5 号(1994)がある。

(94) Les biens saisissables

また、同法 15 条では、差押えができない債権が預金口座に振り込まれた場合において、コンセンユ・デタ・デクレが定める条件下であれば、差押えが禁止されると規定している。

(2) 被差押債務者及びその家族の生活及び労働に必要な動産

改正民事執行手続法 14 条(4°)の適用に当たり、差押えが禁止される「被差押債務者及びその家族の生活及び労働に必要な動産」について、具体的な動産が、改正民事執行手続法の適用に関するデクレ 39 条に規定されている。

- ・ 衣服、寝具、リネン
- ・ 家の手入れ・維持に必要な物及び製品
- ・ 食料品
- ・ 食物の保存、調理及び消費に必要な家事用物品
- ・ 暖房に必要な器具
- ・ 共同で食事をとるためのテーブル及びいす
- ・ リネン及び衣類を収納する家具、家事用物品をしまうための家具
- ・ 洗濯機
- ・ 勉学の継続又は職業養成に必要な書籍その他の物
- ・ 子供の物
- ・ 個人的又は家族的な性格の思い出の品
- ・ 住宅用又は護衛用の動物
- ・ 被差押債務者の生活維持に必要な動物、その飼育に必要な食料
- ・ 職業活動の個人的な鍛錬に必要な仕事器具
- ・ 固定電話サービスにアクセスするための電話機

(3) 報酬（賃金）の差押禁止

民事執行手続において、給与の差押えは、労働法典⁽⁹⁵⁾が適用される。行政立法の部、第 1 巻、タイトル 4「賃金⁽⁹⁶⁾」の第 5 章「使用者が支払うべ

(95) Code du travail

(96) Salaire

き報酬の差押えと譲渡⁽⁹⁷⁾」における同法 R145-2 条では、差押え又は譲渡ができる部分について、一年間の報酬に応じて、次のとおり段階的に超過累進割合により規定している。これ以外の部分が差押禁止となる部分である。

(2008 年 1 月現在)

区 分	差押え・譲渡可能部分
3, 350 ユーロ以下の部分	1/20
3, 350 ユーロ超、6, 580 ユーロ以下の部分	1/10
6, 580 ユーロ超、9, 850 ユーロ以下の部分	1/5
9, 850 ユーロ超、13, 080 ユーロ以下の部分	1/4
13, 080 ユーロ超、16, 320 ユーロ以下の部分	1/3
16, 320 ユーロ超、19, 610 ユーロ以下の部分	2/3
19, 610 ユーロ超の部分	全部

また、この区切りは、利害関係者の証拠により、被差押債務者又は譲渡人の扶養者一名につき 1, 270 ユーロ増加することとなっている。

なお、これらの規定は、都市の世帯の消費物価指数（たばこを除く）に応じて毎年修正されている。

第 4 節 スウェーデン

1 徴収関係の適用法令

スウェーデンにおける納税に関する一連の手続については、租税支払に関する法律⁽⁹⁸⁾が定められている。

滞納に係る徴収手続は、スウェーデン国税庁⁽⁹⁹⁾から債権の引渡しを受けた

(97) La saisie et la cession des rémunérations dues par un employeur

(98) Skattebetalningslag (1997:483)

(99) Skatteverket

執行官局⁽¹⁰⁰⁾が行う（租税支払に関する法律 20 章 1 条）。同局は、租税等の公債権及び私債権両者の執行を所管する公的機関であり、組織的には国税庁に属し、破産財団の管理に対する監督も行う⁽¹⁰¹⁾。

なお、徴収手続は、執行官局が強制執行法⁽¹⁰²⁾等に従って進めることとなっている。

2 差押禁止財産

差押禁止財産については、租税支払に関する法律 5 章「差押えからの例外」において定められている。同章 1 条では債務者への配慮から、特定の財産を差押えの対象から除外しており、その大要は次のとおりである。

なお、給料等の差押えに関しては、同法 7 章に規定されている。

- ① 衣服及びその他の物品（専ら債務者の個人的な使用に役立ち、妥当な価格のもの）
- ② 家庭及びその維持に必要な家具、台所用品その他の設備
- ③ 債務者の仕事獲得又は職業訓練に必要な仕事道具及びその他の装備並びにそれを維持するために必要な動物、飼料及びその他の同等のもの（妥当な価格のもの）
- ④ 債務者にとって個人的な価値を有する物品（財産に対する請求権が明白に不合理なものと考えて間違いないもの）
- ⑤ 永続性のある住居として債務者に役立つアパートの賃借権又は債務者の仕事獲得のために必要なアパートの賃借権
- ⑥ 永続性のある住居として債務者に役立つアパートの住居権⁽¹⁰³⁾（債務者が住居権の取得の際に、その債権者に対する適当な配慮を軽視した場合、

(100) kronofogdemyndighet

(101) 萩原金美編『スウェーデン法律用語辞典』121 頁（中央大学出版部、2007）。

(102) Utsökningsbalk（1981:774）

(103) Bostadsrätt、住居権組合の構成員に属する用益権の形態。その譲渡は有効であり譲受人は組合の構成員になる。我が国の区分所有権に類似する権利である（萩原・前掲注(101) 29 頁）。

又は債務者の必要性及び住居権の価値を考慮して、住居権を差押えから除外するのが不合理な場合を除く)

- ⑦ 金銭、銀行預金残高、その他の債権及び生活必需品（他に規定されていない範囲及び債務者の生計維持のために合理的に必要とする資産の範囲で、必要性を満たす収入があるまで。ただし、特別の理由なく一ヶ月を超えない期間）

第5節 韓国

1 徴収関係の適用法令

韓国における税に関する規定は、まず国税に関する基本的な事項、共通的な事項、不服手続等を定めた国税基本法⁽¹⁰⁴⁾が存在する。国税の優先権、第二次納税義務についても同法において規定されている。

滞納処分の手続等の国税徴収に関する必要な事項については、国税徴収法⁽¹⁰⁵⁾に規定されている。差押禁止財産に関しては、同法の第3章「滞納処分」の第2節「差押禁止財産」において、差押禁止財産（31条）、条件附差押禁止財産（32条）、給与の差押制限（33条）、超過差押の禁止（33条の2）が定められている。

2 差押禁止財産

国税徴収法 31条《差押禁止財産》では、次の12項目の財産を列举している。

- ① 滞納者及びその同居家族の生活上欠かせない衣服、寝具、家具及び台所道具
- ② 滞納者及びその同居家族が必要な三ヶ月間の食料及び燃料
- ③ 実印その他職業に必要な印章

(104) 1974年12月21日法律第2679号。

(105) 1974年12月21日法律第2680号。

- ④ 祭祀に必要な物、石碑及び墓地
- ⑤ 滞納者又はその同居家族の葬礼に必要な物
- ⑥ 系図その他滞納者の家庭に必要な帳簿・書類
- ⑦ 職務上必要な制服・法衣
- ⑧ 勲章その他名誉の印
- ⑨ 滞納者及びその同居家族の修学上必要な書籍及び器具
- ⑩ 発明又は著作に関することで公表していないもの
- ⑪ 法令によって給与する死去給与金及び傷痍給与金
- ⑫ 医療・助産の業又は動物診療業に必要な器具・薬品その他材料

以上のとおり動産類の差押禁止財産は、我が国とほぼ同様である。

韓国では、農業を営む者、漁業を営む者、技術者等に係る絶対的な差押禁止財産に関する規定はなく、条件附差押禁止財産規定（32 条）のみ設けている。また、我が国には規定されていない、「医療・助産の業又は動物診療業に必要な器具・薬品その他の材料」を禁止財産としている（徴収法 31、32）。

3 給与の差押禁止

国税徴収法 33 条《給与の差押制限》では、給料、賃金、俸給、歳費、退職金、退職年金その他これに類似の給与金については、その総額の 2 分の 1 を超過して差し押さえることはできないとされている。

第 6 節 小括

いくつかの国の税の徴収という局面における差押禁止財産制度を俯瞰してきたが、各国の制度とも、滞納者・債務者の最低生活の保障等を確保する必要性から、つまりその趣旨が同じことから共通性・類似性を見出すことができ、我が国の制度にも類似した部分を持っていることが確認できた。これは、制度の目的が同様なものであることから当然の結論に帰着したともいえる。

しかしながら、制度の仕組みとしては、税法独自の規定を設ける国もあれば、

民事執行関係の法令等を適用している国もある。更に差押禁止財産に関する具体的な項目に目を向ければ、各国に様々な相違点が見受けられ、それぞれの国に特色があることが分かる。これは前提となる法制度や社会的な土壌が異なっていることから、この点でも当然ともいえる結果であろう。

このように各国に様々な相違点が存在していることは、我が国の「近代的執行制度は、はやくから社会政策的配慮に基づき、動産執行における動産差押禁止(131)と同様、債権執行における差押禁止債権の種類及び範囲を画して、債務者及びその家族の最低限度の生活を保障する規定を設ける必要に迫られた。しかし、どのような社会政策的配慮をもって、どのように差押禁止の範囲を具体的に画するかは、立法上ほとんど無限ともいべき多様な選択肢があり得る。このことは、多くの立法例や法改正の過程を一見するだけで明らかである。」と五十部豊久教授が指摘されているとおりである⁽¹⁰⁶⁾。

そして、同教授は「差押禁止に関するすべての立法例や法改正例は、それぞれの法制度が置かれた所与の歴史的・社会的背景のもとで、債権者の債権実現という制度内在的な要請と債務者の何らかの生活保障の確保という時代的要請との調和点として、立法者の社会政策的配慮の結果を結論的に表示するものにほかならない。」と続けられている。この見解は、民事執行を前提としたものであるが、同趣旨により差押禁止に関する規定を設けている税法であっても、同様に当てはまるものと思われる。

本章では、差押禁止財産制度について、該当条項とその周辺の関係法規に限られた検討ではあるが、いくつかの国における制度の概要を確認することができた。結局のところ、差押禁止財産制度としての全世界的な絶対的基準はないのであり、我が国の徴収法にとっては、これまで見てきた諸外国の具体的制度の中から、我が国の社会制度等に適合した、有益な部分の吸収に努めることが重要と考える。

なお、以上の検討には付け加えるべき点がある。本章において見てきたのは

(106) 鈴木ほか・前掲注(16)〔五十部豊久〕490頁。

諸外国の制度の概要である。本来、他の国との綿密な比較を行うには、当該国の税法等の公法だけでなく私法、そしてその国の社会情勢、歴史的背景等多角的に把握・検討した上で評価すべきことであり、一部分の検討のみにて断言すべきではないことを忘れてはならない。

第4章 社会経済情勢の変化と差押禁止財産

第1節 社会経済情勢の変化

近年の我が国を取り巻く環境は、大きく変化している。バブル経済が崩壊した後、失われた10年といわれる平成不況を経て、今や少子高齢化の進展、急速な高度情報化などにより人々の生活スタイルも現行徴収法制定時とはまったく異なった状況となっている。

このような状況の中において、あるべき差押禁止財産を検討するためには、人々が所有する財産の移り変わりとともに、現在、どのような財産が、どの程度の割合で所有されているのか把握する必要があると考える。

ここでは、将来的な差押禁止財産を考えるに当たって、時代の変化という視点で検討を試みたい。

なお、人々の生活スタイルの変貌については、統計法⁽¹⁰⁷⁾の指定統計調査である全国消費実態調査報告⁽¹⁰⁸⁾から主要耐久消費財⁽¹⁰⁹⁾の所有財産の変化を考察する。この全国消費実態調査報告は、徴収法が制定された昭和34年に第1回目が実施されている。

(107) 旧統計法（昭和22年法律18号）。なお、統計法は公的統計の体系的かつ効果的な整備及びその有用性の確保を図るため全文改正され、統計法（平成19年法律53号）として公布された。

(108) 全国消費実態調査は、国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすることを目的として、昭和34年の第1回調査以来5年ごとに実施されており、平成16年の調査が10回目の調査である。

(109) 家計用として使っているもの等で、原則として購入価格1万円以上で、かつ耐用年数が5年以上の品物。

第2節 所有財産の変化

1 平成16年（第10回目調査）と平成11年（第9回目調査）との比較

直近の調査である平成16年に実施された全国消費実態調査における「主要耐久消費財に関する結果速報（要約）」⁽¹¹⁰⁾では、次のとおりその要点を公表している。

- ① 所有数量が多いのは、ルームエアコン、カラーテレビ
- ② 携帯電話、パソコンなどの情報・通信関連耐久消費財の所有数量が大幅に増加
- ③ 情報・通信関連耐久消費財の所有数量はすべての年齢階級で増加
- ④ ルームエアコンを2台以上所有する世帯の割合が増加
- ⑤ 所有数量が多いのは、若年単身世帯では携帯電話、高齢単身世帯ではルームエアコン
- ⑥ パソコンの所有数量は関東及び近畿地方で多い

また、同結果速報（要約）によると、主要耐久消費財の1000世帯当たりの所有数量、増減率⁽¹¹¹⁾、普及率の上位5品目（2人以上の世帯）は次表のとおりである。

(110) 総務省統計局HP

(<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2004/taikyu/youyaku.htm>)。

(111) 平成11年から16年までの5年間の所有数量の増減の割合。

○ 主要耐久消費財の1000世帯当たりの所有数量、増減率、普及率の上位5品目

(平成11年と平成16年との比較表)

区 分	品 目	所有数量 (台)	増 減 率 (%)	普 及 率 (%)
所有数量が多い 耐久消費財	ルームエアコン	2,347	14.2	86.9
	カラーテレビ	2,140	注) -	97.3
	整理だんす(作り付けを除く)	1,875	-8.8	85.4
	携帯電話(PHSを含む)	1,823	71.8	84.7
	洋服だんす(作り付けを除く)	1,622	-2.9	87.1
所有数量の 増加率が高い 耐久消費財	パソコン	999	106.0	69.3
	携帯電話(PHSを含む)	1,823	71.8	84.7
	ファクシミリ(コピー付を含む)	521	54.6	51.1
	温水洗浄便座	733	47.5	59.1
	洗髪洗面化粧台	720	42.0	63.3
所有数量の 減少率が高い 耐久消費財	応接用座卓(食卓を除く)	532	-35.3	39.0
	ステレオセット又はCD・MDラジオカセット	1,312	-24.6	80.3
	太陽熱温水器	92	-20.7	9.1
	ユニット家具(購入価格が20万円以上)	86	-20.4	6.5
	オートバイ・スクーター	202	-14.0	16.8
普及率が高い 耐久消費財	電気掃除機	1,431	0.2	99.3
	洗濯機	1,086	-1.1	99.2
	冷蔵庫	1,274	-0.5	99.0
	電子レンジ(電子オープンレンジを含む)	1,038	2.6	97.4
	カラーテレビ	2,140	注) -	97.3

注) 平成11年は「プラズマテレビ」と「液晶テレビ」を「カラーテレビ」に含めて調査していたが、16年はこれらを別々の品目として調査している。そのため、増減率は算出していない。

2 昭和34年(第1回目調査)との比較

各財産(品目)の変動について、平成16年と平成11年の全国消費実態調査⁽¹¹²⁾における主要耐久消費財の普及率(2人以上の世帯)と昭和34年の所有

(112) 総務省統計局HP

(平成16年は<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2004/index.htm>、

平成11年は<http://www.stat.go.jp/data/zensho/1999/index.htm>)。

数量⁽¹¹³⁾を比較する。昭和 34 年の第 1 回目においては各品目の普及率が明らかでないことから、当該調査に係る耐久消費財の 1,000 世帯当たりの所有数量について、現在の調査品目に該当があるもののみ併せて記載した。

第 1 回目調査と現在の調査品目は大きく変化しており、大幅に変更されている。電化製品について時代を考えれば、昭和 34 年では普及率は低いのは当然であり、また、そもそも開発さえされていないものも少なくない。一方、第 1 回目調査において、所有数量が多い品目としては、衣服類、ふとん、時計類、本棚(本箱)、ラジオ、大人用自転車等であったが、現在では既に調査品目の対象とはされていない(そのため、次表には記載されていない)。これらの品目が対象から外れたのは、現在の社会経済情勢を考えれば、その所有が常識的であるか、あるいは耐久消費財として把握する必要性が薄れていることによるものと思われる。

(113) 総理府統計局編『昭和 34 年全国消費実態調査報告 第 4 巻 耐久消費財編』(日本統計協会、1960)。

○ 主要耐久消費財の近年の普及率と昭和 34 年の所有数量

品 目	平成 16 年 普及率	平成 11 年 普及率	開 差	昭和 34 年 所有数量 ⁽¹¹⁴⁾
設備器具				
システムキッチン	56.8	42.9	13.9	—
太陽熱温水器	9.1	11.5	-2.4	—
給湯器（ガス瞬間湯沸器を除く）	57.6	51.0	6.6	—
洗髪洗面化粧台	63.3	45.6	17.7	—
温水洗浄便座	59.1	41.6	17.5	—
家庭用耐久財				
家事用耐久財				
電子レンジ（電子オーブンレンジを含む）	97.4	95.2	2.2	—
自動炊飯器（遠赤釜 I H 型）	85.5	81.8	3.7	361
冷蔵庫	99.0	99.2	-0.2	235
掃除機	99.3	99.2	0.1	57
洗濯機	99.2	99.4	-0.2	334
食器洗い機	19.1	—	—	—
電動ミシン	67.1	70.5	-3.4	731
冷暖房用器具				
ルームエアコン	86.9	84.2	2.7	—
電気ごたつ	75.9	81.5	-5.6	—
一般家具				
和だんす（作り付けを除く）	76.6	75.7	0.9	1,555
洋服だんす（作り付けを除く）	87.1	90.5	-3.4	674
整理だんす（作り付けを除く）	85.4	91.8	-6.4	772
食堂セット（食卓と椅子のセット）	78.4	76.0	2.4	52
茶だんす・食器戸棚	94.7	95.5	-0.8	1,478
サイドボード・リビングボード	48.0	47.5	0.5	—
鏡台（ドレッサー）	69.4	73.8	-4.4	918
ユニット家具（購入価格が20万円以上）	6.5	8.0	-1.5	—
応接セット（3点セット以上）	26.7	28.3	-1.6	124
応接用座卓（食卓を除く）	39.0	56.4	-17.4	—

(114) 昭和 34 年の調査では、普及率が明らかでないため、全世帯の 1,000 世帯当たりの耐久消費財の所有数量を記載した。なお、目的が同じ類似品目であれば、該当欄に記載した。

品 目	平成 16 年 普及率	平成 11 年 普及率	開 差	昭和 34 年 所有数量 ⁽¹¹⁴⁾
室内装備・装飾品				
じゅうたん（5万円以上のもの）	17.2	18.4	-1.2	—
寝具類				
ベッド・ソファベッド（作り付けを除く）	62.9	56.7	6.2	46
交通・通信				
自動車等				
自動車	86.2	84.9	1.3	—
オートバイ・スクーター	16.8	19.7	-2.9	83
通信機類				
携帯電話（PHSを含む）	84.7	64.9	19.8	—
ファクシミリ（コピー付を含む）	51.1	33.1	18.0	—
教養娯楽用耐久財				
プラズマテレビ	2.6	—	—	—
液晶テレビ	7.7	—	—	—
カラーテレビ	97.3	99.3	-2.0	323
ステレオセット（※1）又はCD・MD ラジオカセット（※2）	80.3	※1 49.4 ※2 77.9	—	—
DVDレコーダー	25.6	—	—	—
ビデオテープレコーダ	81.5	78.5	3.0	—
ワープロ	—	44.8	—	—
パソコン	69.3	37.7	31.6	—
カメラ（デジタルカメラを含む）	80.4	87.3	-6.9	439
ビデオカメラ（デジタルを含む）	41.4	39.7	1.7	—
ピアノ	27.2	25.2	2.0	13
書斎・学習用机（ライティングデスク を含む）	64.2	64.6	-0.4	1,610
教養娯楽用品				
ゴルフ用具一式（ハーフセットを含む）	38.4	41.9	-3.5	—

注）普及率及び所有数量欄の「—」は、調査対象となっていない品目を示す。

第3節 小括

この章においては、人々の生活スタイルの変貌について、全国消費実態調査報告から主要耐久消費財の所有財産の変化を見てきた。

徴収法が制定された昭和34年の第1回目調査と平成16年の第10回目調査の結果を比較してみると、まず対象品目自体が少なからず変更されていることに驚かされるが、品目の名称や用途が同じものでも、技術の進歩等によって物品そのものが進化しており、もはや同じ品目とはいえないものも多い。一例を挙げれば、調査が始まった頃、テレビといえば白黒テレビであったが、現在はカラーテレビが当然で、液晶テレビやプラズマテレビといったものが普及し始めている。このように細かい分析をするまでもなく、その生活スタイルがドラスティックな変貌を遂げていることが分かる。

また、平成11年から平成16年までの5年間の変化を見たところ、その間の増減率は大きくないものの連続して普及率が高い電気掃除機、洗濯機、冷蔵庫等の耐久消費財は、生活に対する必要不可欠性が高いものと考えられる。また、増減率（増加率）が高いパソコン、携帯電話については、急速に生活スタイルに浸透していることが確認できる。特に現代の情報化社会にとって携帯電話等の通信機類⁽¹¹⁵⁾は利用者にとって必要不可欠な存在になっているのではなかろうか。

以上のことから、差押禁止財産の規定見直しの検討に当たっては、①人々の所有財産（生活スタイル）は徴収法制定時から大きく変化しているということ、②品目によっては短期間でも急激に普及していくものがあるということを念頭に置く必要があると考える。

もちろん何を差押禁止財産とするべきかについて、普及率や所有数量の伸びのみによって短絡的に判断することは適当ではない。民事執行に関して、「生活に欠くことができないかどうかは、現在の一般人の生活水準をも考えた上で、

(115) 現在の調査品目にはないが、昭和54年の調査において、固定電話の普及率（2人以上の世帯）が97.0%に達している。

具体的事情に応じて債務者の生活状況を加味して（また、場合によっては債権者のそれをも考慮して）執行官が判断すべきである、としかいえない」との見解がある⁽¹¹⁶⁾。また、同様に、職業・営業に必要な器具などの範囲に関して、「立法でも、これ以上は差押禁止、これから後は差押可能だということを決めかねている。むしろ、時代の変遷に応じて、何が一体その者にとって法律上禁止しなければならない差押物なのか、ということを決めていかなければならない。」との意見がある⁽¹¹⁷⁾。つまり、具体的かつ詳細に、どの財産なら差押えが可能であり、逆に禁止されるのかということ細かく規定することは、適当ではないということであろう。

したがって、規定の見直しのために、所有財産の変化を把握するということも必要ではあるが、それ以上に、滞納処分時における差押禁止財産としての当否の判断に当たっては、現在の一般的な人の生活水準を考慮することが必要であるため、その考慮材料として、どのような品目が、どのように普及しているかを把握しておくことが特に有効であり、かつ重要であると考ええる。

(116) 鈴木ほか・前掲注(16)〔小倉顕〕204頁。

(117) 民事執行セミナー・前掲注(50)〔浦野雄幸発言〕247頁。

第5章 徴収法と執行法の比較と その差異の原因

第1節 「生活保護法に規定する生活扶助」と 「標準的な世帯の必要生計費」

1 概説

徴収法 76 条 1 項は、給料等における差押えが禁止される部分について規定しているが、同項四号には、「生活保護法⁽¹¹⁸⁾ 12 条に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となった期間に応ずるものを勘案⁽¹¹⁹⁾して政令で定める金額」を差押禁止部分としている。具体的金額は同法施行令 34 条に規定されている。

一方、執行法は、動産として差押えが禁止される金銭の部分と給料等の差押禁止部分で「標準的な世帯の必要生計費」を勘案すると規定している。

徴収法、執行法の目的とすることは、同様なものと解されるものの、差押禁止部分について両者の差が生じている要因として、算定の基礎（根拠）としているものが異なっていることが原因の一つに挙げられる。ここでは、それぞれの条項に表現されている「生活保護法に規定する生活扶助」（徴収法）と「標準的な世帯の必要生計費」（執行法）について考察する。

2 徴収法の「生活保護法に規定する生活扶助」

徴収法が根拠とする生活保護法の生活扶助とは何か。生活保護法の目的は、

(118) 昭和 25 年 5 月 4 日法律 144 号。

(119) 吉国ほか・前掲注(9) 591 頁、この勘案について『『勘案して』とされたのは、多数の納税者を相手とする滞納処分の性質上、生活扶助基準におけるように、家族の年齢構成や性別、冬期・夏期の別等まで細かく考慮するのはむしろ適当でないこと、また、生活扶助が主として非勤労世帯を対象とするのに反して、差押えの対象となるのは勤労世帯であるから、勤労を継続するために増加する費用等を考慮する必要があること等の事由を配慮する趣旨である。』とある。

同法 1 条において「日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。最低限度の生活とは、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないとされる（生活保護法 3）。

生活保護には、保護の種類がいくつかあり、扶助の内容に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助があり、要保護者の必要に応じて、単給又は併給として行われる（生活保護法 11）。生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの並びに移送の範囲内において行われる（生活保護法 12）。原則、金銭給付により行われ、居宅において生活扶助を行う場合には、世帯単位で計算される（生活保護法 31）。

保護の基準及び程度は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ、その基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なもので、かつ、これを超えないものとされる（生活保護法 8）。

生活扶助基準額算出方法⁽¹²⁰⁾は次のとおりであり、①から③の合計が生活扶助基準額となる。

- ① 生活扶助基準（第 1 類費）：食費・被服費等個人単位に係る経費であり、年齢階層別・級地別に基準額を設定する。
- ② 生活扶助基準（第 2 類費）：光熱費・家具什器等の世帯単位の経費であり、人員別・級地別に基準額を設定する。冬季（11 月～翌年 3 月）には地区別

(120) 「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会（第 1 回）」にて配付された厚生労働省提出資料「生活保護制度の現状等について」参照
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/04/s0420-7c.html>。

に冬季加算が別途計上される。

- ③ 加算額：老人加算、母子加算、障害者加算、児童養育加算等、特定の世帯には加算分が上乘せされる。

それでは生活扶助基準額算出の基礎となる生活扶助基準はどのように設定されていたのであろうか。基準の設定・改定方式の変遷⁽¹²¹⁾は次のとおりである。

- ① マーケットバスケット方式（昭和 23 年～35 年）：最低生活に必要な飲食物費や衣服など個々の品目を積み上げて算出した。
- ② エンゲル方式（昭和 36 年～39 年）：栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げ、低所得世帯のエンゲル係数から逆算し算出した。
- ③ 格差縮小方式（昭和 40 年～58 年）：一般国民との格差を縮小するため、一般国民の消費水準の伸び率以上に引き上げを行った。
- ④ 水準均衡方式（昭和 59 年～現在）：生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の生活水準との関連においてとらえられるべき相対的なものとされていることから、当該年度に想定される一般国民の消費動向等を踏まえ改定を行うこととした。

（平成 16 年度生活扶助基準の例）

区 分	東京都区部等	地方郡部等
標準 3 人世帯(33 歳、29 歳、4 歳)	162,170 円	125,690 円
高齢者単身世帯(68 歳)	80,820 円	62,640 円
高齢者夫婦世帯(68 歳、65 歳)	121,940 円	94,500 円
母子世帯(30 歳、9 歳、3 歳)	158,650 円	122,960 円

出典：厚生労働省 生活保護制度の概要⁽¹²²⁾

(121) 「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会（第 4 回）」にて配付された厚生労働省提出資料「最低生活の保障に関する課題、生活保護制度を取り巻く他制度との関係、生活保護施行事務の指導監査について」参照

(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/09/s0915-7c.html>)。

(122) <http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/seikatsuhogo.html>。

生活扶助基準の妥当性については、何度か検討が行われている。平成 16 年に報告された「社会保障審議会 福祉部会 生活保護制度の在り方に関する専門委員会」報告書⁽¹²³⁾では、生活扶助基準の評価・検証として「いわゆる水準均衡方式を前提とする手法により、勤労 3 人世帯の生活扶助基準について、低所得世帯の消費支出額との比較において検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当であったが、今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に 5 年に一度の頻度で検証を行う必要がある。」としている。また、設定及び算定方法について、多人数世帯基準の是正、単身世帯基準の設定、第 1 類費の年齢別設定の見直しなどについても検討する必要があるとしている。

その後、平成 19 年には、「生活扶助基準に関する検討会⁽¹²⁴⁾」が直近の全国消費実態調査の結果等を用いて、主に統計的な分析をもとに評価・検証を実施し、報告書⁽¹²⁵⁾を取りまとめている。

このように生活保護制度、生活扶助基準については、その検討が行われており、将来的には厚生労働省において制度や基準の見直しが行われることも十分予想されるところである。生活扶助に関して見直しが行われた場合には、その内容によっては、当然のことながら徴収法においても早期に対応する必要があると考える。

なお、徴収法では、生活扶助以外の扶助については考慮されていないが、これらの扶助つまり特殊事情については、滞納処分の実行停止制度（徴収法 153）により直接間接に保護されるので、差押禁止の規定上は、計算の単純化を図るため、生活扶助の金額にとどめたものと解されている⁽¹²⁶⁾。

(123) 平成 16 年 12 月 15 日付報告書

(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/s1215-8a.html>)。

(124) 厚生労働省社会・援護局保護課に事務局を設置。

(125) 平成 19 年 11 月 30 日付報告書

(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/11/s1130-10.html>)。

(126) 吉国ほか・前掲注(9) 591 頁。

3 執行法の「標準的な世帯の必要生計費」

執行法は、その制定に当たり、差押禁止動産について 131 条三号を新設し、「標準的な世帯の一か月の必要生計費」を勘案して政令⁽¹²⁷⁾で定める額の金銭を差押禁止とした。これは同条二号に掲げる生活に必要な食料及び燃料について、旧法の三ヶ月分から二ヶ月分とした代わりとされる⁽¹²⁸⁾。更に 131 条の「1 号、2 号と共に、債務者の生活保障を目的とするものである。2 号により差押えを免れる食料、燃料の備蓄がない債務者も、本号によって救済されることになり、旧法時に比して合理化されたといえる。」と解されている⁽¹²⁹⁾。この部分は、平成 15 年の執行法改正により、二号が一ヶ月分、三号の金銭が二ヶ月分と改められている。

また、差押禁止債権についても、その禁止部分の計算方法に関して、原則、給付の 4 分の 3 を差押禁止部分とするが、その額が「標準的な世帯の必要生計費」を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令⁽¹³⁰⁾で定める額に相当する部分を禁止部分としており、ここでもその根拠として「標準的な世帯の必要生計費」が採用されている。

このように執行法では、「標準的な世帯の必要生計費」（執行法 131 三、152①）を根拠としており、生活保護法は考慮されていない。

この「標準的な世帯の必要生計費」とは、執行法の制定時においては、「全世帯の消費支出の平均額（『標準的』＝平均的、『必要生計費』＝消費支出（いわゆる生活費をいい、日常の生活を営むにあたり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額をいう）と捉える）であるという考え方にに基づき、総理府統計局（現在の総務省統計局）発行の『家計調査年報』に掲げられた全世帯の一世帯当り年平均一ヶ月間の消費支出額」を基に、将来の消費支出

(127) 民事執行法施行令 1 条、同法制定時は 21 万円と定められた。

(128) 浦野・前掲注(14) 442 頁。

(129) 鈴木ほか・前掲注(16)〔小倉顕〕205 頁。

(130) 民事執行法施行令 2 条、同法制定時は支払期が毎月と定められている場合 21 万円と定められた。

の動向を推計し、賞与を考慮して算定されている⁽¹³¹⁾。

その後、平成 16 年の執行法施行令改正において、基準とする世帯を「全世帯」とするか「勤労者世帯」とするかについて、実務上、差押禁止債権の「政令で定める額」が機能するのは、給料等の性質を有する債権の場合がほとんどにもかかわらず、非給与生活者をも考慮して「標準的な世帯」を捉えようとすると、差押禁止が本来的に働く場面である給与生活者の差押禁止となる額が少なくなり、債務者に不利益な結果となることから「勤労者世帯」を基準とすることとされた⁽¹³²⁾。

4 両者の根拠の相違

前述のとおり、徴収法と執行法では、異なる根拠を採用している。

徴収法が根拠とする「生活保護の基準」は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なもので、かつ、これを超えないものとされる（生活保護法 8）。

この基準は、最低生活の保障等を趣旨とする差押禁止財産制度とも合致しており、この点では、徴収法としての制度上の問題はないと考える⁽¹³³⁾。

ここで注意しなければならないのは、執行法の差押禁止債権の場合、「標準的な世帯の必要生計費」を勘案するのは、比較的高い給料等を得ている者の差押えが禁止となる部分の上限であって、差押えとならない給料等を保障しているわけではない。要するに執行法の規定上、差押えの最小限度額は設けられていないのである。

(131) 高山崇彦「民事執行法施行令の改正の概要―差押禁止金銭・債権の額の変更―」金融法務事情 1702 号 46 頁(2004)参照。

(132) 高山・前掲注(131) 47 頁参照。

(133) 租税徴収制度調査会答申・前掲注(10)（第四の六 2 給与等の差押禁止の範囲）では、差押禁止の範囲を合理化するために、「最低生活費の額を定めるに当たっては、その給与所得者の扶養親族の数を考慮し、少なくとも生活保護法により支給を受けることができる金額を下らない額とする。」とされていた。

この点については、「生活保護世帯に等しいような収入しかない債務者の場合を考えますと、生活保護基準にも達しないような収入についてはむしろ差押をすべて禁止すべきではないかという思想が出てこなければいけないわけですが、実は法 152 条の中には、その思想は盛り込まれていない」とし、続いて「最低限の額を政令でどうきめるべきか、とくに家族構成の違いに応じて差押禁止の最低限をきめるべきだと思われますが、これは自力執行権を有し、かつ広汎な財産調査権を有する国税の場合と異り困難であったことなどから、これをあきらめ、それは法 153 条の規定でまかなっていただこう」と説明されている⁽¹³⁴⁾。これに対して、執行法 152 条は「立法上の課題を残している。債務者から次条の差押禁止範囲変更の申立てがあれば、実質的な配慮がなされることを期待していると思われるが、まず給付の 4 分の 1 について差押命令がなされることになるのであって、差押命令の段階で、差押えの最小限度額を規定するのでは、かなりの差異が生ずる。国税徴収法 76 条 1 項 4 号の立法例もあり、立法化が望まれる。」との指摘もある⁽¹³⁵⁾。

以上のように、執行法の「標準的な世帯の必要生計費」が適用される差押禁止債権の場合は、徴収法の「生活保護法に規定する生活扶助」が適用される場面と相違しており、比較対象とならないことから、異なる基準であっても問題はないと考える。

また、執行法の差押禁止動産（金銭）については、そもそもこの規定の趣旨が、債務者の最低生活の保障であるにもかかわらず、「標準的な世帯の必要生計費」の二ヶ月間分まで（勘案してではあるが）保障している。一方、徴収法が根拠とする生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの並びに移送の範囲内において行われるものである。

このように、徴収法と執行法が採用する根拠においては、根本的な考慮事項が相違しており、このことが両者の差押禁止財産制度の差異の原因の一つ

(134) 民事執行セミナー・前掲注(50)〔宇佐見隆男発言〕280 頁。

(135) 鈴木ほか・前掲注(16)〔五十部豊久〕512 頁。

と考えられる。また、執行法では、前述のとおり差押禁止債権と動産(金銭)において、異なる局面に同じ根拠を利用しており、その整合性をどのように考えるのであろうか。徴収法と比較して、少なからず違和感を覚える。

第2節 租税債権の特殊性

1 問題の所在

租税債権には、優先権が認められ、自力執行権が付与されている。

この点について、徴収法の制定に当たり、租税徴収制度調査会答申では、「租税徴収の確保」について、まず「租税が国家又は地方公共団体の存立の財政的裏づけであり、租税徴収の確保が国家又は地方公共団体の活動の基礎をなす」とした上で、「租税の徴収については、古来各国⁽¹³⁶⁾において一般債権と異なる特殊な制度がとられてきた。その第一は租税徴収に対する自力執行権の付与であり、第二には租税に対する一般的優先権の承認である。」「租税が国家の一般的需要を賄うために、法律に基いて一律に成立するものであるため、担保を提供する者に対して選択的に成立させることができる私債権とは根本的に異なっているものであること、さらにその徴収は大量性、反復性を有し、あまりに煩瑣な手続を要求することがはなはだしく困難であること等の点を考慮し、上記の二つの原則が国家の財政力を確保する上にやむを得ない必要性を有することを認めた。」としている。

このように租税債権が制度的に特殊性を有していることは疑いもないが、それでは、債権という面をとらえた場合、租税債権と私債権はそもそも同じものなのか、それとも異なったものなのかを考える必要があるのではなかろうか。徴収法と執行法との差異の解明に当たり避けて通ることのできない問題であり、ここでは両者の債権としての性格について検討を加える。

(136) 主要諸国における自力執行権及び租税優先権に関する制度の概要については、吉国・前掲注(9) 4頁以下参照。

2 租税債権と私債権

租税債権と一般の私債権が本質的ににおいて違うか違わないかという点については、現在の徴収法制定前においても、租税債権といっても金銭債権という点では私債権と本質的に異なるものではない等の意見があり、大きな問題として議論のあったところである⁽¹³⁷⁾。

この問題に関して、佐藤英明教授は、「破産法改正と租税債権⁽¹³⁸⁾」の中で次のように述べられている。破産法の「立法過程の資料を見ると、滞納状態が一定期間続いた後に租税債権の優先性を削除することの根拠が、『徴収猶予等を行なって滞納状態を続けさせているのは、国という租税債権者による債務者たる納税者に対する与信の一種であって、一般の私債権と区別する必要はない』という点にあったことが読み取れる。これは、租税債権が法定債権であって、他の一般私債権とは多くの場合その成立事情を異にするという点を切り離し、一定期間を超える滞納状態の放置ないし承認—換言すれば、自力執行権の行使の差し控え—を捉えて、『与信』と同等のものと考えるという考え方である⁽¹³⁹⁾。」そして、「破産法手続の外ではすでに国税徴収法が『租税の公共性』を根拠に一般私債権との関係で国税の最優先原則を定めているにもかかわらず、破産法においてそれとは異なる考え方が採用された点で、今回の議論における『私債権類似性論』に対する『公共性論』の弱さは顕著である。」と指摘され、租税の公共性論が説得力を持たなかった理由として、「何人も疑わない『租税の公共性』という性質が、どのような論理で、どのように租税債権の特殊性を基礎づけるかが、機能的に明らかにされていないからであろう。租税債権である、ということが、一般の私債権とどのように異なる要件・効果をもたらすのかということは、『租税の公共性』ということ

(137) 租税法研究会・田中二郎編『租税徴収法研究（上）』4頁以下（有斐閣、1959）参照。

(138) 佐藤英明「破産法改正と租税債権」租税法学会編『租税徴収法の現代的課題』68頁以下（有斐閣、2005）。

(139) 佐藤・前掲注(138) 73頁

だけからは、残念ながら明らかではない。この点が明らかでない以上、一般の私債権の仕切りが租税債権に当てはめられるのも止むをえない」と続けられている⁽¹⁴⁰⁾。

また、同教授は、租税債権の「特殊性」について、「租税債権に特殊な要件・効果パッケージとしての租税債権の『優先性』は、何度も触れたように、これまでは租税債権の公共性にもとづく徴収確保の必要性によって基礎づけられようとしてきたが、少なくとも現行国税徴収法の立法過程以降、納税者の債権者との関係では、そのような基礎づけは説得力を持たなくなっている。」と指摘されている。そして、この点について、「租税法律関係ないし租税債権の性質としての、法定債務性と成立要件等に関する情報への定型的な距離、大量性（反復回帰性）、非対価性、専門技術性を考えたときに、租税債権にはある種の『脆弱性』一すなわち、そもそも徴収確保に困難な性格一があり、それを補完するものとして租税債権の優先性を位置づけることができるのではないか」と述べられている⁽¹⁴¹⁾。これからの租税債権の性格を検討する上で注目すべき見解と思われる。

3 国税の優先権

国税は、納税者の総財産について、別段の定めがある場合を除き、すべての公課その他の債権に先だって徴収する（徴収法8）。これは国税優先の原則といわれている。

国税に対して優先権が認められる理由としては、「租税の公益性」と「租税の特殊性」にあると解されている^{(142) (143)}。

(140) 佐藤・前掲注(138) 75 頁

(141) 佐藤・前掲注(138) 82 頁

(142) 金子宏『租税法〔第13版〕』699 頁（弘文堂、2008）。この点について「租税に一般的優先権が認められているのは、租税が公共サービスを提供するための資金として強い公益性をもっているためであるが、二次的理由としては、租税債権は私債権のように直接の反対給付を伴わないため、任意の履行可能性が低いことをあげることができる。」と説明されている。

租税が優先される理論的根拠としては、租税の共益費用性、租税の優先控除性、租税債権の無選択性、租税の無対価性、租税の公示性、租税担保の特異性に要約することができるとされる⁽¹⁴⁴⁾。

公益性とは、国税が国家財政の大部分を占めることから、確実な徴収を図ることが国家財政において最も重要であるとされる。また、特殊性とは、国税は法律に基き一律に成立するものであり、債権者である国が、債務者や債権の内容等について自由に選択できる私債権とは、根本的に異なっていることにあるとされている。

旧徴収法でも同様に、第2条に「国税ノ徴収ハ総テ他ノ公課及債権ニ先ツモノトス」という規定が設けられていた。このように国税に優先権を認めた理由として、「国税ハ国家ノ生存発達ニ必要欠クヘカラサル経費ヲ支弁スルノ資源ナルヲ以テ須ク其収入ノ確実ヲ要スルニ依ル元来国税以外ノ公課又ハ其他ノ債権タルヤ国家ノ保護ニ依リ始メテ其存在ヲ見ルモノナレハ其保護ニ要スル費用ニ充当スヘキ国税ニ対シ一歩ヲ譲ラサルヘカラサルハ当然ノ事理ニシテ敢テ説明ノ要ナカルヘシ要スルニ国税ハ総テ他ノ公課及ヒ債権ニ対シテハ其共同利益ノ費用タルカ故ニ優先権ヲ認ムルモノナリ」との考えがあった⁽¹⁴⁵⁾。

また、旧徴収法の3条では、「納税人ノ財産上ニ質権又ハ抵当権ヲ有スル者其ノ質権又ハ抵当権ノ設定カ国税ノ納期限ヨリ一箇年前ニ在ルコトヲ公正証書ヲ以テ証明シタルトキハ該物件ノ価額ヲ限トシ其ノ債権ニ対シテ国税ヲ先取セサルモノトス」と規定しており、その理由として、「国税ノ納期限ヨリ一ヶ年前ニ在テハ多クハ課税手続中ニ属シ未タ其納税義務ノ開始前ニ在ルヲ以テ其質権者又ハ抵当権者ニ対シ国税ヲ先取セムトスルハ甚タ酷ナルヲ以テ之

(143) 最判昭 35. 12. 21(民集 14 卷 14 号 3140 頁)は、旧徴収法 2 条についてであるが、国税の優先権について、公共の福祉の要請にそうものであるとして憲法に違反しないとする。

(144) 吉国ほか・前掲注(9) 128 頁以下参照。

(145) 水澤・前掲注(18) 12 頁。

ヲ保護シ尊重シテ国税ヲ先取セサルニ在リ」と解されていた⁽¹⁴⁶⁾。

しかしながら、この規定に対する反対は強く、現行徴収法制定の際に、国税と質権等との優先劣後を決定する基準が、「国税ノ納期限ヨリ一ヶ年前」から「法定納期限等」と改められている。

この制度について、三ヶ月章博士は、「もしこの制度がなければ、滞納処分手続はもっと大幅に強制執行手続に接近しえたであろうことは疑う余地がない。」と述べている⁽¹⁴⁷⁾。この国税の優先制度が、徴収法と執行法の差異の要因の一つであるとする。

第3節 法全体における滞納者・債務者の保護規定

これまで徴収法及び執行法の差押禁止財産に関する規定を中心に検討してきたが、ここでは滞納者・債務者に対する保護規定という観点により、それぞれの法全体から整理を行う。

1 徴収法等における保護規定

(1) 滞納処分の停止

徴収法では、滞納者について一定の事実があると認められるときには、滞納処分の執行を停止することができる「滞納処分の停止」制度を設けている（徴収法 153）。

この制度の趣旨は、①滞納処分を執行することにより滞納者の生活が著しく窮迫するおそれがあるときには、滞納処分の執行を停止することによりこれを回避するべきである、②滞納者が無資力又は所在不明で徴収の見込みがない場合に、その滞納国税が時効により消滅するまで当該滞納者を滞納処分の対象としておくことの徴税機関における事務の非効率化を避けるためである、とされる。

(146) 水澤・前掲注(18) 14頁。

(147) 三ヶ月・前掲注(17) 176頁。

徴収法 153 条 1 項 2 号の「生活を著しく窮迫するおそれがあるとき」とは、滞納者（個人に限る。）の財産につき滞納処分を執行することにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態（徴収法 76 条 1 項 4 号に規定する金額で営まれる生活の程度）になるおそれのある場合をいう⁽¹⁴⁸⁾。

具体的には、「滞納者が、差押禁止財産以外に多少の財産を有していても、所得が僅少であり又はその安定性がなく、生活維持の前途が不安視され、扶養親族も含めた滞納者の生活を維持するためにその財産を生活費に充てつつある場合、又は近い将来かかる事態に立ち至るおそれが多いと認められる場合」と解されている⁽¹⁴⁹⁾。

（２）猶予制度

自主的に納税が行われない場合には、滞納者の財産を差し押さえて換価（公売）を行うのが原則である。しかしながら、滞納者に一定の事由がある場合に、その事業の継続、生活の維持等を考慮して差押財産の換価を猶予する制度がある。このような制度として、徴収法には「換価の猶予（徴収法 151）」の規定が設けられている。

また、徴収法上の規定ではないが、滞納者（納税者）の保護規定として重要な機能を果たしているものに、国税通則法 46 条の「納税の猶予」がある。納税の猶予は、手続法上の規制という性格を含みながらも、「なお別に、債権者（国）機関たる税務官庁において、一定の要件の下に執行の開始ないしは続行を自制せしめようとする実体法上の規制としての性格を併せ持つ。」ことから滞納処分着手以前においてもされるため、国税通則法に規定されている⁽¹⁵⁰⁾。

国税の徴収について、これらの猶予制度や前述の滞納処分の停止といった納税の緩和制度が定められている理由については、「納税者に災害、疾病

(148) 徴収法基本通達 153 条関係 3《生活の窮迫》。

(149) 吉国ほか・前掲注(9) 892 頁。

(150) 志場喜徳郎ほか共編『国税通則法精解(12 版)』476 頁(大蔵財務協会、2007)

等の事由があつて直ちに国税を納付できない理由があるときは、その理由がやんで納税できるまで徴収を猶予し、また、直ちに財産を公売することによって滞納者の事業が壊滅することが見込まれるときには、その事業が立ち直るまで差し押さえた財産の換価処分を猶予すること等が社会政策上又は国民経済上適当」とし、「債権者自らも債務者と対等であり、債務者の窮状等に余りに強く着目することによって、逆に債権者を窮状におとし入れるおそれなしとしない強制執行とは著しく事情を異にする。」と説明し、民事執行との違いを強調している⁽¹⁵¹⁾。

なお、猶予金額等は将来における納付能力をも考慮して判定されることとなる。

(3) その他の保護規定

徴収法には、差押禁止財産の制度、納税の緩和制度のほか以下のような滞納者の保護に関する規定が存在する。

なお、不服審査及び訴訟に関する一般的な規定は、国税通則法第八章に定められ、その特例が徴収法に規定されている。

- ① 超過差押えの禁止（徴収法 48①）
- ② 無益な差押えの禁止（徴収法 48②）
- ③ 相続財産の優先（徴収法 51①）
- ④ 換価の制限（徴収法 90）

(151) 吉国ほか・前掲注(9) 60 頁。このほか、志場ほか・前掲注(150) 475 頁では、納税の緩和制度について、「この種の猶予制度は、一般的な強制執行上の問題としてみれば、いうまでもなく債務者（納税者）保護思想の制度的表現であるが、しかし単にそれに止まるものではない。租税が本来もつ意義に着目し、租税徴収の確保が福祉国家形成の基礎であり、それへの寄与においてその評価がされるべきであると考えらるならば、租税徴収確保のため国民たる納税義務者の生活保障をそこなう結果を招くことは、それ自体が自己矛盾であり、無益にして有害な執行といわなければならないであろう。（中略）もとより、他面租税徴収における公平の維持もゆるがせにできない要請をもつから、結局猶予制度は、両者の要請の衡量の上に立って、構成されることになる。」と説明されている。

(4) 実務上の保護

滞納処分における差押えに当たり、その財産の選択に関して、徴収法基本通達 47 条関係 17 では、「差し押さえる財産の選択は、徴収職員の裁量によるが、次に掲げる事項に十分留意して選択を行うものとする。この場合において、差し押さえるべき財産について滞納者の申出があるときは、諸般の事情を十分考慮の上、滞納処分の執行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえるものとする。」とし、事項(2)において「滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること。」と掲げ、滞納者に対して、実務上の取扱いにおいても一定の保護を図っている。

2 執行法における保護規定

(1) 差押禁止動産・債権の範囲の変更

執行法には、具体的に差押えを禁止する規定のほか、差押禁止動産の範囲の変更(執行法 132)と差押禁止債権の範囲の変更(執行法 153)という規定が存在する。執行法の差押禁止財産の制度全体を検討するに当たり重要な規定である。

執行法は、執行裁判所は債務者と債権者双方の生活状況その他の事情を考慮して、既になされた差押えの全部又は一部の取消しだけでなく、動産及び債権の差押えが禁止される部分の差押えもできることにして、裁判所の裁量により事案に即した具体的に妥当な結果を得ることができるよう弾力的な規定としている⁽¹⁵²⁾。

同様に、執行法の制定時において、動産に関する同法 132 条は、「執行官が現場で差押できるか、できないかを判断するわけですから、あまり幅があるのは問題ですし、また、それを的確に判断することを要求するのは酷」とし、「執行裁判所が債権者、債務者の事情等を勘案して差押禁止の範囲の増減を図る。つまり、差押物について、プラスマイナス両方考えるという

(152) 中野・前掲注(3) 98 頁。

意味で、法 132 条の規定を整備したわけです。」と説明されている⁽¹⁵³⁾。

また、債権に関する同法 153 条について、「給料債権の差押禁止の一番の問題点は、それぞれの債務者の扶養家族数などの具体的事情を、どのようにして、どの程度差押禁止の範囲に反映させるか、また、執行債権の性質など債権者側の事情をどの程度考慮してどこまで差押を認めるかという問題」であるとし、「新法は、この点では、旧法の考え方をほぼそのまま引き継いで、152 条により原則は、一律に四分の一だけ差押可能とし、後は、153 条で具体的な調整を図るという考え方をとっている」と説明されている⁽¹⁵⁴⁾。

(2) その他の保護規定

差押禁止財産・債権及びその範囲の変更の規定以外の債務者の保護に関する主な規定は次のとおりである。

- ① 超過差押えの禁止（執行法 128、146②）
- ② 剰余を生ずる見込みのない場合の差押えの禁止（執行法 129）
- ③ 売却の見込みのない差押物の差押えの取消し（執行法 130）
- ④ 執行抗告（執行法 10、132④、145⑤、159④、161③等）
- ⑤ 執行異議（執行法 11）
- ⑥ 執行文付与に対する異議の訴え（執行法 34）
- ⑦ 請求異議の訴え（執行法 35）
- ⑧ 執行文付与に対する異議の訴え等に係る執行停止の裁判（執行法 36）
- ⑨ 強制執行の停止（執行法 39）、取消し（執行法 40）
- ⑩ 建物使用の許可（執行法 97）
- ⑪ 収益等の分与（執行法 98）
- ⑫ 差し押さえるべき動産の選択（民事執行規則 100）⁽¹⁵⁵⁾
- ⑬ 未分離果実の売却の制限（民事執行規則 112）

(153) 民事執行セミナー・前掲注(50)〔浦野雄幸発言〕247 頁。

(154) 民事執行セミナー・前掲注(50)〔竹下守夫発言〕284 頁。

(155) 執行官は、差し押さえるべき動産の選択に当たっては、債権者の利益を害しない限り、債務者の利益を考慮しなければならない。

第4節 小括（徴収法と執行法の差異の意味）

徴収法、執行法ともに同様の趣旨により差押禁止財産制度を持っていながら、その規定にはいくつかの差異が見られることについては、前述のとおりである。

両者には、それぞれ具体的な執行に対して調整を図っているいくつかの規定が存在している。その中心となるのは、徴収法では「滞納処分の停止」等の納税の緩和制度に関する規定であり、執行法では「差押禁止動産（債権）の範囲の変更」等の規定である。これらの調整機能の在り方にも、両者の特徴が見られるが、そもそもの制度としての根本的な相違点は、二点あると考える。

一点目は、滞納処分に対しては手続的な面で自力執行権が付与されているということであり、二点目は、国（徴収職員）と私債権者という債権者としての立場の違いである。

滞納処分に対しては手続的な面で自力執行権が付与されているということは、徴収職員が債権者の立場と執行者の立場の両方を兼ねているということである。債権者でありながら徴収職員には財産調査のために質問検査権（徴収法 141）が与えられ、滞納処分のため必要があるときには搜索の権限（徴収法 142）が認められている。

搜索の権限に関しては、執行官においても、債務者が占有する動産の差押えを行う際に、債務者の住居等の場所に立ち入り、債務者の占有する金庫等について目的物を搜索することができる（執行法 123②）。しかしながら、その前提として、私債権者は申立書に差し押さえるべき動産の所在場所を記載する必要があり、執行官はその範囲でのみしか執行することができない。これに対して、徴収職員による搜索は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者等の物又は住居その他の場所につき行うことができるが、その物や場所は、徴収職員自身が有する質問検査権等に基づき把握することができる。

つまり、徴収職員と執行官との権限の差もあるが、広範囲の調査権を持つ債権者たる国（徴収職員）と調査権を持たない私債権者とは、債権者としての立場が著しく相違しているのである。さらに、執行法、強制執行においては、

債権者と債務者が対等であるということも大きな相違点である。

以上の制度としての根本的な相違点に加えて、滞納者に対する保護姿勢という観点から考察するに、徴収法は、法全体でより細かく対応していると解する。滞納処分としての差押えが大量・反復的に行われている現状にありながら、この差押禁止財産に関しては、実際に大きく問題として取り上げられることや裁判等の事件になることが少ないということも、その対応が機能しているということを示しているように思われる。

徴収法の特徴としては、国税債権の確保、私法秩序の尊重とともに、納税者の保護を挙げることができる。具体的には、滞納処分の停止⁽¹⁵⁶⁾、猶予等の納税の緩和制度、差押えの制限に関する規定など、財産全体を通じて考慮することとしており、法全体としてそれぞれの規定が緊密に関係しあってバランスのあるシステムを構築している。また、実務的にも、徴収法基本通達などにおいて過去の裁判例等を取り入れた柔軟な対応を行っていることも見逃すことはできない。

これらのことを総合的に勘案すれば、徴収法と執行法の差異の存在自体は、徴収法の差押禁止財産制度上の問題ではないと考える。

(156) 吉国ほか・前掲注(9) 572頁「差押禁止財産を滞納者の最低生活の保障の観点から眺めるときは、これのみでその範囲が十分であるとは必ずしもいえないが、この点について本法では、滞納処分の執行により滞納者の生活を著しく窮迫の状態にさせるおそれがあるときは、その執行を停止することとしており（法 153①二）、この款の差押禁止財産は、このような一般的な滞納者の保護措置がとられている上にさらに個々の財産の性質に着目して差押禁止を定めたものである。なお、民事執行法においては、本法と異なり、『債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して』、範囲を変更できることとされている（同法 132、153）。」としている。

第6章 徴収法の差押禁止財産制度の検証と その在り方

我が国の差押禁止財産の制度は、明治維新後にその制度が登場したときから、基本的に滞納者の生活保障、生業維持等の目的を有しており、現在に至るまでその姿勢は一貫しているといえる。

今後においても、この制度は当然維持されるとともに、適正な滞納処分を支える重要な機能を保持していくことは疑いもないことと考える。

ここでは、これまでの検討を踏まえて、徴収法の差押禁止財産制度の総括を行う。

第1節 徴収法における滞納者の保護姿勢の評価

徴収法の差押禁止財産の規定は、昭和34年の制定後、確かにほとんど改正されずに現在に至っているが、滞納処分の停止制度、猶予制度など徴収法全体として、滞納者の最低限の生活等を保護していることがうかがえる。また、実務上、徴収法基本通達においてもこれまでの裁判等で示された判断を十二分に考慮・尊重していることも特出すべきと考える。

差押禁止財産の制度が徴収法及びその実務の中で十分に機能しているであろうということは、近年、差押禁止財産に関して滞納処分執行上の問題が裁判上で争われる機会もほとんど見受けられず、また、執行法改正時において、徴収法の規定に係る改正の必要性が話題にのぼることもなく、問題視されなかったことと無関係ではないと考える。

以上のように本稿において考察の結果、徴収法としての滞納者の保護姿勢については、一定の評価が与えられると思慮する。したがって、基本的には徴収法の差押禁止関係の規定について、抜本的な改正の必要性は認められないものとする。しかしながら、差押禁止財産制度についての執行法との比較、制度が抱える問題、諸外国の制度、所有財産の変化等の検討内容を考慮すれば、改

正が望ましいと思われるいくつかの項目を挙げることができる。

第2節 差押禁止財産の明確化と執行上の指針

差押えの要件の一つは、その対象が差押禁止財産ではないことである。このことからそもそも差押禁止財産とは何かを明確にすることは重要であるとの認識により検討を進めてきた。

徴収法では、絶対的な差押禁止財産を規定しているが、実際の適用に当たっては、これまでの裁判例が示しているとおり、滞納者の個々の事情が深く関わっていることが確認できた。加えて、社会経済情勢の変化も考慮する必要がある。これらのことから、具体的な差押禁止財産を細かく列挙していくことは、果たして万人に対応できるかどうか疑問であり、建設的ではないと考える。また、単純にボーダーラインを引くことも困難と思われる。

したがって、滞納処分（差押え）の執行に当たって、結論的には、対象となる滞納者及び財産に関して、その最低限の生活保障等のために、①生活水準、②使用目的・用途、③使用頻度、④普及率、⑤重要性（欠くことのできないものか）、⑥代替性等を考慮し、全体として「現在の一般人の生活水準をも考慮した上で、具体的事情に応じて滞納者の生活状況を加味して判断すべき」であると考ええる。

第3節 差押禁止財産制度の在り方

1 これからの差押禁止財産制度の在り方

これまで見てきたように差押禁止財産の制度は、その存在理由が滞納者・債務者の最低生活の保障、生業の維持等であることから、時代が経過することによっても基本的な姿勢は同じであり、その対象となる財産の範囲が大きく変動することはなかった。また、徴収法は、全体として滞納者の保護をも勘案したバランスのとれたものであり、同法の定める差押禁止に関する規定

について、抜本的な改正を行う必要はないと評価したのは前述のとおりである。

しかしながら、時代の変化によって人々の生活習慣、物資の変化が伴うのは自然のことであり、その時代の要請に適合した制度とする必要もある。ここでは、そのような必要性から、筆者において制度（規定）の改正が望ましいと考える事項について述べることとする⁽¹⁵⁷⁾。

2 現行規定の改正

差押禁止財産そのものを定める規定は、制定時からほとんど手が増えられていない。以下、改正が望ましいと考える事項について提言したい。

なお、給料等の生活扶助を勘案した差押禁止部分について、徴収法施行令による変更（金額の改定）という柔軟な対応が期待できる現在のシステムに関しては、大きな問題はないと考える。ただし、このシステムによる対応は、デフレにより毎年のように修正しているフランス、インフレーション調整を行うアメリカと同様にタイムリーに行う必要があると考える。

① 生活に必要な食料及び燃料

徴収法 75 条 1 項 2 号には「生活に必要な三ヶ月間の食料及び燃料⁽¹⁵⁸⁾」を差押禁止財産としている。この「三ヶ月間」については、「一ヶ月間」が望ましいと考える。

これと同趣旨の執行法 131 条 2 号では、改正を経て、現在は「一ヶ月間」としており、現在の諸外国の例を見ても、これほどの月分を考慮している国はほとんど見受けられない⁽¹⁵⁹⁾。この点については、現行の執行法の制

(157) 本稿の提言には加えていないが、諸外国の例にもある居住用財産については、これからの高齢化社会（住宅事情）を考慮すれば、将来的には検討していく必要があると考える。

(158) 租税徴収制度調査会答申・前掲注(10)（第四の六 1 一般の差押禁止物件の範囲）では、旧徴収法の「六月間」を強制執行の場合と同様にすると「三月間」としている。

(159) 我が国と同様に稀有な例として、韓国は「三ヶ月間」としている。

定時においても、「もともと食料、燃料は一ヶ月分で十分だと思うし、外国の立法例、例えば、ドイツ、フランス、イタリア法などでも一ヶ月ですから、二ヶ月（スイスは二ヶ月ですが）にしてもまだ多いと思うのです」⁽¹⁶⁰⁾との説明がされている。また、現代社会において、これほど大量な食料及び燃料を保存している家庭が一般的な家庭なのか疑問である。これについても、執行法において、その制定時に、同法 131 条「2号でいっているような二ヶ月間の食料および燃料の現物をまとめて置いている家庭はないだろうということですが、確かにそのとおりですね。」との認識があったようである⁽¹⁶¹⁾。

以上のことから、当該規定において考慮されている三ヶ月分まで保障する必要はないと考える。

ただし、執行法においては、この食料及び燃料の月分の縮減に対応して金銭を禁止財産とする規定が新たに設けられ、更に同法改正等により金銭の額が拡大されてきたことは前述のとおりである。徴収法において、仮に食料及び燃料の月分を縮減する改正のみを行うのであれば、保護姿勢が後退（実質的には滞納者の生活にほとんど影響を与えない改正と考えるが。）したとの印象を与えかねない。そのため、改正を検討するのであれば何らかのバランスある対応が不可欠と考える。

現在の我が国においては、日々の食料等の調達のために、時間的・地理的障壁がなく食料等の長期保存の必要性も少ないことから、「一ヶ月間」分の保存も行っていない世帯も多いのではないかと考える。そこで、「生活に必要な一ヶ月間の食料及び燃料」を原則とするが、これらを調達するために必要な「相当の金銭」についても認めるべきではないかと考える。

あるいは、これから順次述べていく規定の整備と併せて検討し、制度全体として見直しを図り、更に滞納者の保護規定の充実を図ることが必要であろう。

(160) 民事執行セミナー・前掲注(50)〔浦野雄幸発言〕248頁。

(161) 民事執行セミナー・前掲注(50)〔中野貞一発言〕248頁。

② 生活に欠くことのできない通信機器類

「生活に欠くことのできない通信機器類」を新たに差押禁止財産として、規定の追加を考慮すべきと考える。

情報化社会においては、通信機器の重要性は誰もが肯定するところである。生業の維持はもちろん、身体的危機での緊急連絡等生活に不可欠なケースも少なくない。また、過去の裁決例においては、電話加入権は差押禁止財産に当たらないとしたものも見受けられるが、現代社会においては、第4章でも見てきたとおり、携帯電話の所有数量及び普及率も急激に増加しており、固定電話を含めるとほとんどの世帯に浸透しているものと思われる。

通信機器類の解釈としては、滞納者等の最低限度の日常生活を維持するために不可欠な「財産」を奪わないことを保障する趣旨⁽¹⁶²⁾の徴収法 75 条 1 項 1 号の差押禁止財産である「生活に欠くことができない『家具』」に含まれと解することも可能と考えるが、これまでの家具の概念の範疇に含まれるのか疑問であり、一過性の財産でもないことから規定上、明記することが望ましいと考える。

ただし、通信機器類というものの対象は、「通信」とは、「郵便・電信・電話などによって意思や情報を通ずること」（広辞苑）であり、そのような「通信」に関する機器類であるから、その対象が広くはなるが、差押禁止財産としての判断に当っては「生活に欠くことのできない」ものか否かを考慮するため、本来、差押禁止財産として不適切な財産が差押えできなくなるということにはならないと考える。

なお、規定において対象財産を具体化することは、滞納者及び第三者の権利に重大な影響を与える滞納処分手続の公正性・透明性を高めるという意味においても重要なものとする。また、滞納者の保護姿勢に寄与するだけでなく、徴収職員側にもメリットがあるとする。

(162) 吉国ほか・前掲注(9) 572 頁

③ 差押禁止財産の金額基準

アメリカの制度に見られるような金額基準について、検討の価値がある
と考える。例えば、所持品を包括的にいくらまでなら差押禁止財産とする。
あるいは、一つの財産についていくらまでのものなら差押対象としない等
の基準を設けるということである。

現行では金銭的価値があれば、原則的に、その価値が小額な財産であつ
ても差押え、換価が必要となるが、小額な財産を差押えの対象から除くこ
とは、滞納者が滞納処分により受ける負担を考慮できるとともに、これま
での禁止財産制度の歴史的な趣旨とは異なるが、その反射的效果として、
滞納処分の事務効率化にも寄与できるのではないかと思慮する。

ただし、金額基準の導入の可否については、更に多くの議論が不可欠で
ある。財産の評価の問題、他の滞納者との公平の問題が考えられ、また、
無益な差押えの禁止（徴収法 48②）という保護規定との関係もあり、特に
慎重な検討が必要と思われる。

3 差押解除規定の整備（差押禁止財産の事実上の拡大）

差押禁止財産に関する規定の改正という方途ではなく、徴収法における差
押解除の規定の整備により実質的に滞納者の保護を図ることもできると考え
る。

① 差押禁止債権が振り込まれた預金債権に対する差押えの裁量による差押 解除

給料等の差押禁止債権が振り込まれた預金債権に対して差押えを執行し
た場合について、滞納者の状況等の勘案により、そのまま全額を取り立て
ることが不適当と認められれば、その差押えの解除の明確な規定はないが、
差押禁止制度の趣旨から、給料等であれば差押禁止となっていた相当額を
限度として差押えの解除が認められると解することもできると第2章第3
節において述べてきたところである。

しかしながら、租税法における合法性の原則⁽¹⁶³⁾からも差押解除に係る要件の明瞭化を図る必要性があると考えられることから、立法的措置が望ましい。

これは、差押禁止債権が振り込まれた預金そのものの差押禁止化について、立法的に解決を図ることが困難である以上、差押解除において対応するという現実的な解決方法と考える。

② 給料等以外の債権に対する差押えの裁量による差押解除

債権に対する差押禁止の規定は、給料等の支給を受ける場合に適用されるが、給料等の受給者でない個人事業者等の滞納者が得る給料等以外の債権に関しては、差押禁止財産とはされていない。また、いったん差押えを執行した場合、その差押えの目的を完了する前に差押解除を行うには、滞納の完納以外では、滞納処分 of 停止、換価の猶予等を行う場合に限定されている。

このようなケースについて、執行法においても差押えを禁止する規定はないが、執行法では、同法 153 条《差押禁止債権の範囲の変更》によって同法 152 条的な救済を図っている⁽¹⁶⁴⁾。

このような者についても、徴収法上、最低限の生活保障、生業維持等の観点から債権に関して何らかの保護が必要と考える。

そこで、個人である滞納者の財産に対して差押えが行われた場合において、滞納処分の停止、換価の猶予等には該当しないが、滞納者の最低限の生活保障、生業維持等を考慮すれば、そのまま差押えを維持することが不適当と認められるケースについては、その差押えを解除することができるとする。

解除ができる範囲については、給料等の差押禁止との均衡を保つため、生活保護法に規定する生活扶助の基準等を勘案した最低生活費及び対面維持費（徴収法 76①四、五）程度が相当と考える。

(163) 金子・前掲注(142) 73 頁参照。

(164) 民事執行セミナー・前掲注(50)〔浦野雄幸発言〕286 頁。

なお、この差押解除については、次の理由により滞納者からの根拠を付した上での請求を条件とすることが適当と思慮する。

- ・ 滞納者が早期に解除を必要としている事情がある場合に適時に対応することができる。
- ・ 最低限の生活保障、生業維持等の観点から差押財産が必要不可欠なものか否かは、滞納者の全財産及び事情を考慮する必要がある、その必要不可欠性を滞納者が証明することが最も効率的である。

結びに代えて

本稿では、差押禁止財産という制度にスポットを当て、徴収法と執行法が定める差押禁止財産の範囲及びその具体的内容に差異が存在していることの意味について、両者の沿革、特性、目的、法全体からの検討等により解明を図ってきた。そして、現行徴収法の差押禁止財産制度の評価を行うとともに、規定上の差押禁止財産の内容が、現在の社会経済情勢に適合しているのか否かの見直しを行った。研究内容は粗く、決して十分なものではないが、差押禁止財産というテーマは、これまで本稿のように広く研究されたものが少なく、この意味においては多少ではあるが意義ある研究だったのではないかと考えている。

ところで、差押禁止財産が法定されていることの意味は、納税者が私的に差押禁止財産を創設することを許すものではないと考える。また、その趣旨を指摘しているいくつかの見解、裁判例も見受けられる。

しかしながら、現在の複雑な社会経済下においては、滞納処分を執行するという立場から見て、その障壁となる法制度、解釈が登場し、あたかも差押禁止財産が創設されたような状況に至っているものも少なくない。これらの問題に対し、適正な滞納処分を執行していくために、これまで以上に緻密な滞納処分が求められている。

滞納処分を巡る諸問題は尽きることがない。今後も更なる研究が必要である。

別表1

現行法 差押禁止財産(動産等)の比較表

国税徴収法75条【一般の差押禁止財産】		民事執行法131条【差押禁止動産】	
対象物	対象者	対象物	対象者
生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用品、畳及び建具 ※ 畳及び建具は、その建物その他の工作物とともに差し押えるときは適用なし	滞納者 生計を一にする配偶者 その他の親族	生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用品、畳及び建具	債務者等
生活に必要な三月間の食料及び燃料	滞納者 生計を一にする配偶者 その他の親族	一月間の生活に必要な食料及び燃料	債務者等
規定なし		標準的な世帯の二月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭 ※ 施行令1条 66万円	
農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料 次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物	主として自己の労力により農業を営む者	農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料 次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物	主として自己の労力により農業を営む者
水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具 えさ及び稚魚その他これに類する水産物	主として自己の労力により漁業を営む者	水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具 えさ及び稚魚その他これに類する水産物	主として自己の労力により漁業を営む者
その業務に欠くことができない器具その他の物(商品を除く。)	技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者(前二号に規定する者を除く。)	その業務に欠くことができない器具その他の物(商品を除く。)	技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者(前二号に規定する者を除く。)
実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの		実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの	
仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物		仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物	
必要な系譜、日記及びこれに類する書類	滞納者	必要な系譜、日記、商業帳簿及びこれらに類する書類	債務者
受けた勲章その他名誉の章票	滞納者 その親族	受けた勲章その他の名誉を表章する物	債務者 その親族
学習に必要な書類及び器具	滞納者 生計を一にする親族	学校その他の教育施設における学習に必要な書類及び器具	債務者等
発明又は著作に係るもので、まだ公表していないもの		発明又は著作に係る物で、まだ公表していないもの	
必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物	滞納者 生計を一にする親族	必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物	債務者等
建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品 ※ その建物その他の工作物とともに差し押えるときは適用なし		建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品	

別表2

現行法 差押禁止財産(給料等)の比較表

	国税徴収法76条【給与の差押禁止】	民事執行法152条【差押禁止債権】
対象	給料等については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は差し押えることができない。	次に掲げる債権については、以下の部分は差し押さえてはならない。
	規定なし	債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権
	(給料等) 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権	給料、賃金、俸給、退職年金及び賞と並びにこれらの性質を有する給与に係る債権
	賞与及びその性質を有する給与に係る債権については、その支払を受けるべき時における給料等とみなす。	
計算方法 (差押禁止部分)	1 所得税法183条(給与所得に係る源泉徴収義務)、190条(年末調整)、192条(年末調整に係る不足額の徴収)又は212条(非居住者等の所得に係る源泉徴収義務)の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額	その支払期に受けるべき給付の4分の3に相当する部分(その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分) (例外) 債権者が扶養義務等に係る金銭債権を請求する場合には「4分の3」とあるのは「2分の1」とする。 ※ 施行令2条1項 支払期が毎月と定められている場合 33万円
	2 地方税法321条の3(個人の市町村民税の特別徴収)その他の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によって徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額	
	3 健康保険法167条1項(報酬からの保険料の控除)その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料(所得税法74条2項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。)に相当する金額	
	4 滞納者(その者と生計を一にする親族を含む。)に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法12条(生活扶助)に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となった期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額	
	※ 施行令34条 一月ごとに滞納者10万円＋配偶者その他の親族一人4万5千円	
	5 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の100分の20に相当する金額(その金額が前号に掲げる金額の二倍に相当する金額をこえるときは、当該金額)	
その他	給料等に基づき支払を受けた金銭は、上記禁止部分の4及び5に掲げる金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となった期間の日数のうちに差押の日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し押さえることができない。	規定なし
	滞納者の承諾があるときは適用しない。	

別表3

旧法 差押禁止財産(動産等)の比較表

旧国税徴収法16条【差押禁止物件】		旧民事訴訟法570条【差押禁止物】	
対象物	対象者	対象物	対象者
生活上欠クベカラザル衣服、寝具、家具及厨具	滞納者 其ノ同居ノ親族	衣服、寝具、家具及ヒ厨具 但此物力債務者及ヒ其同居ノ親族ノ為メ欠ク可カラサルトキニ限ル	債務者 其同居ノ親族
生活上必要ナル六箇月間ノ食料及薪炭	滞納者 其ノ同居ノ親族	必要ナル三ヶ月間ノ食料及ヒ薪炭	債務者 其同居ノ親族
規定なし		618条1項5号及ヒ6号ニ掲クル収入ニシテ差押ヲ受ケサル金額 但シ差押ヨリ次期ノ収入ノ支払マテノ日数ニ応シテ之ヲ計算ス	
農業上欠クベカラザル器具、肥料、牛馬及其ノ飼料 次ノ收穫マデ農業ヲ続行スル為欠クベカラザル種子	主トシテ自己ノ勞力ニ依リ農業ヲ営ム者	其農業上欠ク可カラサル農具、家畜、肥料 次ノ收穫マデ農業ヲ続行スル為メ欠ク可カラサル農産物	農業者
業務上欠クベカラザル物(商品ヲ除ク)	前号ノ者(主トシテ自己ノ勞力ニ依リ農業ヲ営ム者)ヲ除クノ外 技術者、職人、勞役者 其ノ他主トシテ自己ノ知的又ハ肉体的勞働ニ依リ職業ニ従事シ又ハ營業ヲ営ム者	其營業上欠ク可カラサル物	技術者、職工、勞役者及糧婆
		其職業ヲ執行スル為メ欠ク可カラサル物	官吏、神職、僧侶、公立私立ノ教育場教師、弁護士、公証人及ヒ医師
		調業ヲ為ス為メ欠ク可カラサル器具及ヒ薬品	薬舗
実印其ノ他職業ニ必要ナル印		実印其他職業ニ必要ナル印	
祭祀礼拝ニ必要ナリト認ムル物及石碑、墓地		神体、仏像其他礼拝ノ用ニ供スル物	
系譜其ノ他滞納者ニ必要ナル日記書付類	滞納者	系譜	
職務上必要ナル制服、祭服、法衣		身分相当ノ衣服	官吏、神職、僧侶、公立私立ノ教育場教師、弁護士、公証人及ヒ医師
勲章其ノ他名誉ノ章票		勲章及ヒ名誉ノ証標	
修学上必要ナル書籍器具	滞納者 其ノ同居ノ親族	学校ニ於テ使用ニ供スル書籍	債務者 其同居ノ親族
発明又ハ著作ニ係ル物ニシテ未タ公ニセサルモノ		未タ公ニセサル発明ニ關スル物 未タ公ニセサル著述ノ稿本	債務者 其同居ノ親族

(注)旧民事訴訟法の掲載順については、旧国税徴収法の各号に対応させているため規定の順番とは異なる。

別表4 旧法 差押禁止財産（給料等）の比較表

	旧国税徴収法16条2項【差押禁止物件】	旧民事訴訟法618条【差押禁止債權】
対象	滞納者ノ受クベキ俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給及賞与並此等ノ性質ヲ有スル給与	左ニ掲クル債權ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス
		第一 法律上ノ養料
		第二 債務者力義捐建設所ヨリ又ハ第三者ノ慈恵ニ因リ受クル継続ノ収入但債務者及ヒ其同居ノ親族ノ生活ノ為メ必要ナルモノニ限ル
		第五 官吏、神職、僧侶及ヒ公立私立ノ教育場教師ノ職務上ノ収入、恩給及ヒ其遺族ノ扶助料
		第六 職工、勞務者又ハ雇人力其勞力又ハ役務ノ為ニ受クル報酬
(差計押算禁止部分)	其ノ支払期ニ受クベキ金額ノ中其ノ百分ノ七十五ニ相当スル金額ヲ超エザル部分ハ之ヲ差押フルコトヲ得ズ	第一号、第五号及ヒ第六号ニ掲ケル収入ニ付テハ其支払期ニ受クヘキ金額ノ四分ノ一ニ限り之ヲ差押フルコトヲ得 但シ差押ニ因リ債務者力其生活上窮迫ノ状態ニ陥ルノ恐ナキトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ其二分ノ一ニ達スルマテ之ヲ差押フルコトヲ得